

## 第4章 緑地事業のあゆみ



## 第1節 緑に関する計画

### 1 緑のまちづくりの起源

本市の緑のまちづくりは長い歴史を持ち、明治20年に笹島街道(現広小路通)で街路樹の植栽が始まり、公園では明治42年に鶴舞公園を設置、大正15年には24か所の都市計画公園の決定を行い、全国に先駆けて市域全体の公園計画を策定した。さらに、昭和8年に定められた「土地区画整理設計標準」により土地区画整理の実施に際し公園が確保される仕組みがほぼ整い、昭和10年代にかけて旧市街地内の主要な公園が次々と開園した。

しかしながら、第二次世界大戦により市域(当時)の約25%、中心市街地の約60%を焼失した結果、街路樹がそれまでの半分(約12,400本)に減少するなど、緑の多くを失った。

戦後、本市では直ちに戦災復興計画の策定が行われ、緑のまちづくりも戦災復興とともに歩んできた。「戦災地復興計画基本方針」(昭和20年)には「緑地は市街地の1割以上にする」等が示された。昭和22年には従前の都市計画を引き継ぎながら、新たに復興都市計画公園・復興都市計画墓園が決定された。

また、昭和20年代後半からは復興土地区画整理事業による公園整備が進み、戦後の焼け野原から少しずつまちに潤いがみえ始めた。

終戦直後は100万人を下回っていた名古屋市の人口も昭和31年には約138万人まで回復し、戦災復興がめざましく進んだ。一方で、公園関連の法制度については、都市計画法及び土地区画整理法等を除いて整備されておらず、米進駐軍による接収や学校・公営住宅・競輪場等の設置による転用等に起因した公園の潰滅に対処するため、公園についての統一的・体系的な公物管理に関する法制が求められていた。

そうした中、昭和31年に都市公園法が制定された。都市公園内に設けることのできる施設を限定し、公園本来の機能を害する施設は設置できない等の基準が設けられた。

また、本市では昭和34年、名古屋市都市公園条例を施行し、これらにより公園管理の法制度が確立された。

街路樹については、昭和34年の伊勢湾台風により、約4,000本が倒れ、約6,000本近くが傾くなど、当時約20,000本あった街路樹のうち約10,000本が被害を受けた。その後、昭和30年代後半から40年代にかけて、高度経済成長に伴う開発による自然の喪失、公害の発生が顕著となり、その反動として緑化運動が全国的に広がりを見せた。

### 2 昭和年代の計画

本市では、緑化の分野における長期構想として、30年先を見据えた「緑のまちづくり構想」を昭和48年3月に策定した。

昭和49年5月には、本構想の実現を図るため「緑化5か年計画」を策定し、緑地保全地区(現特別緑地保全地区)の指定や公園用地の確保、中央分離帯や歩道緑地帯での道路緑化の推進等の具体的施策を示し、整備目標を掲げた。

昭和52年には、まちづくりの基本理念である「名古屋市基本構想」を定め、本市の将来ビジョンを描き、まち全体が落ち着いた公園の雰囲気をかもし出すような、すぐれた環境と心の豊かさに満ちた「ゆとりとうるおいのあるまち」を目標とし、まちづくりにおける緑の重要性を打ち出した。

昭和53年、「名古屋市緑化推進条例」を制定(平成17年「緑のまちづくり条例」に改称)、同年に「緑政局」が誕生、昭和55年には農政部局

と合体し「農政緑地局」へ移行するなど、緑化部門の拡充を行った。

また、市会において「都市緑化宣言」が決議され、全市を挙げて積極的に緑あふれるまちづくりが進められることになった。

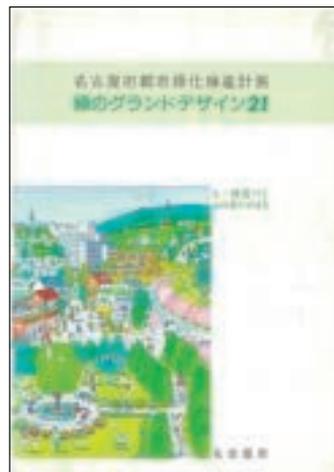
昭和55年、緑に関する個別計画として「緑のまちづくり構想」を見直し、「名古屋市緑の総合計画」を策定した。約30年先を目標として、緑の保全・整備・育成に関する施策を総合的かつ強力に推進していくための長期的指針を示した。

昭和56年9月、「名古屋市緑道整備基本計画」(36路線、約169km)を策定し、高度経済成長期で急激な市街化の進展の中で、安全で快適な歩行者のためのみちづくりを進めた。

### 3 平成年代の計画

昭和63年に「名古屋市新基本計画」が策定されたことを受け、都市環境の変化や市民の多様な要望への対応が求められた。このため、新たな視点から緑を捉え、名古屋の持つ緑の特性や地理的条件を生かした名古屋らしい緑のあり方が必要であるという考え方から、平成2年には、都市緑化の推進に係る総合計画として、名古屋市都市緑化推進計画「緑のグランドデザイン21」を策定した。

この計画では「まとまりのある緑～緑被率3割」、「目に映る緑～プラス10の緑視率」、「つながる緑～緑と水の連続性の確保」、「市民と育てる緑～緑を育てるしくみづくり」の4つの柱のもと、緑化の先導的役割をもつ公共空間の緑化に加え、市域の大半を占める民有地の緑化を含めた総合的な都市緑化推進の中長期計画を示した。



名古屋市都市緑化推進計画  
緑のグランドデザイン21 (H 2)

平成時代に入ると、環境保全活動に係る市民ボランティアの増加やガーデニングがブームとなるなど、人々の身近な自然環境への関心が高まり、日常生活の質の向上を志向する意識が一層広まった。

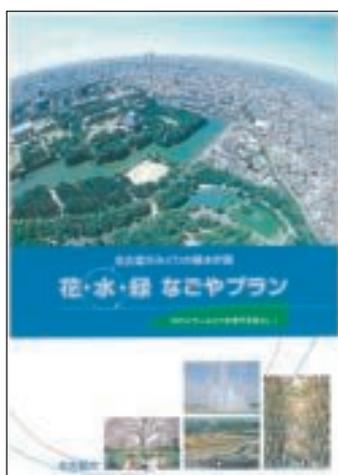
本市は周辺には高い山がなく地形が比較的平坦であり、景観的にみて市街地の緑のボリュームが少なく感じやすい。このため、まち全体に公園・緑地の整備を進めるとともに、民有地を含めて緑を配置することが求められていた。

また、国においても、平成6年・7年に都市緑地保全法(現都市緑地法)を改正し、民有地・公有地を含めた都市全体における緑地の保全及び緑化の推進に関して拡充の動きがあった。

こうした中、本市では、緑地保全地区(現特別緑地保全地区)の指定による既存の緑地の保全を図るとともに、緑地協定、緑と花の協定、緑化地区等、新たな緑の空間を地域に広げるため、地域ぐるみの緑化活動を推進した。

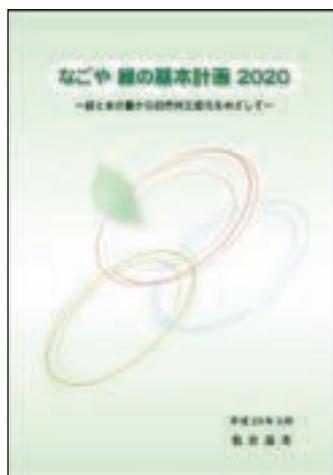
平成13年3月、本市の緑に関する基本計画として、都市緑地保全法(現・都市緑地法)に基づき名古屋市みどりの基本計画「花・水・

「緑なごやプラン」を策定した。同法に基づく緑の基本計画は、従来からの都市計画としての「緑のマスタープラン」と事業計画である「都市緑化推進計画」を一本化するものである。本市はこの計画の中で「身近なみどりを育てる」、「みどりの輪を広げる」、「骨格的なみどりをつくる」の3つの基本方針を設定し、市民、企業、行政の協働(パートナーシップ)により、「快適空間都市～花・水・緑なごや～」の実現を目指すものとした。



名古屋市みどりの基本計画  
花・水・緑 なごやプラン(H13)

平成23年3月、前計画である「花・水・緑なごやプラン」を見直し、「なごや緑の基本計画2020」を策定した。



なごや緑の基本計画2020(H23)

現存する緑を守る「緑の保全」、新たな緑をつくり価値を高める「緑の創出」、都市公園等のオープンスペースを提供する「公園等の整備・運営」、市民や事業者、行政が一体となって取り組む「協働」の4つの方向で施策を展開することで「緑と水の豊かな自然共生都市」を目指すものとした。

#### 4 令和年代の計画

令和時代に入ると、少子高齢化に伴う人口構造の変化やリニア中央新幹線開業に伴う交流圏の拡大予測、南海トラフ巨大地震等災害への備えや国連総会における持続可能な開発目標であるSDGsの採択等、社会情勢は変化してきた。

また、令和2年からの世界的な新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大により、人々のライフスタイルや価値観は大きく変化し、公園等の緑のオープンスペースは、憩いや安らぎが得られ、誰もが利用できる開放的な空間として、その重要性が再認識された。

令和3年3月、新しい時代に即した緑のまちづくりの方向性を示すものとして、「名古屋市みどりの基本計画2030」を策定した。この計画の中では、「みどりにより高める3つの力(都市力・地域力・持続力)」を基本方針に掲げ、「みどりの多面的な効果(8K=観光、景観、活力、交流、子育て・教育、健康・福祉、環境、危機管理)」の発揮に向けて施策を展開することで、「みどりと人がきらめく自然共生都市・なごや」を目指すものとした。

施策の展開にあたっては、基本方針の3つの力に対応して、「まちを元気に公園魅力向上プロジェクト」「みんなでつくろう地域の庭プロジェクト」「未来へつなぐ持続可能なまちづくりプロジェクト」を推進することとした。



名古屋市みどりの基本計画2030(R 3)

## コラム

### 地域性苗木

NEXCO中日本が環境報告書を発行、その中で「地域性苗木」を記載。「地域性苗木事業」とは、高速道路を建設する際に周辺に自然分布している木々の種を採取し、苗を育て建設後の場所に戻す、緑の復元事業である。

これまでの植樹は、経済性や管理・育成のしやすさなどを目的に園芸種や外来種も多く使われていた。地域の生態系にとって大切な現地の木を植樹することについてNEXCO中日本の協力を得て、緑政土木局、名古屋市みどりの協会、EPO中部、森づくり活動団体、有識者を交えて意見交換、組織設立のために検討を重ねた。

平成21年(2009年)、「郷土種子を活用したなごやの緑化及び生物多様性保全推進協議会」が発足した。郷土種の種採り、挿木、株掘取りワークショップ、植樹場所の土壌調査、苗木生育状況の確認、学習会を実施し、平成22年(2010年)10月には、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)にあわせて東山の森、八竜緑地、戸田川緑地などで約3万個(本・株)の選別、育成を始めた。また、「なごや緑の基本計画2020」にも地域性苗木という言葉が明記され、量と質が両立する緑化を進める方向性を示し、平成27年度(2015年度)までにズミやヤブツバキなど約2,000本(株)を東山の森、戸田川緑地、川名公園等に植樹した。

## 第2節 公園事業

### 1 大公園の沿革

#### 鶴舞公園

鶴舞公園(昭和区)は、明治42年に本市が設置した第1号の公園(約24.1ha)である。

日本における公園制度は明治6年の太政官布達に始まり、本市においては明治17年頃から大公園設置の気運があったものの機が熟さず、明治38年から始められた精進川(現新堀川)改修工事による発生土砂を利用し、旧愛知郡御器所村の田園地帯を埋め立てて公園を造ることとなった。

明治42年11月、一説には現地はツルの舞うようなヨシの茂る沼地だったことから、名称を「鶴舞(つるま)公園」と告示。翌年、公園整備予定地において第10回関西府県連合共進会(現博覧会)の会場として利用された後、噴水塔、奏楽堂等を取り込みながら公園整備が進められ、大正9年にほぼ完了した。

公園設計の全体計画は、日本初の洋風近代式公園である日比谷公園の設計者・本多静六林学博士と名古屋近代建築の先駆者・鈴木禎次工学士が、日本式庭園は村瀬玄中、松尾宗見の茶道両宗匠が担当した。明治の欧化思想の影響を受け、整形式の洋風庭園と回遊式の日本庭園を併せ持った和洋折衷の造園様式が特徴であり、普選壇、市公会堂、鶴々亭、奏楽堂(平成9年に建築当初の姿に復元)等、歴史的建造物が今も数多く残されている。

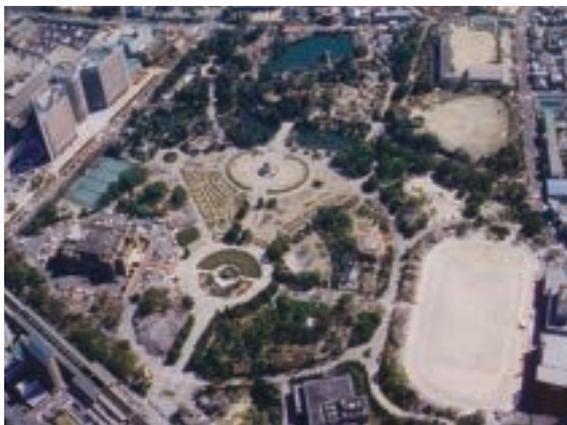
また、公園内には、本市の緑化思想の普及活動の拠点として昭和55年に設置された緑化センターをはじめ、鶴舞中央図書館、野球場、テニスコート、多目的グラウンド等の文化・スポーツ施設や、サクラやバラ園、菖蒲池といった四季折々の花の名所もあることから、季節を問わず多くの人々に親しまれている。

平成21年、鶴舞公園は「開園100周年」を迎えたのを機に、開園当時の様式や施設の多くを今に伝え、造園史上の意義が深い文化財として、国の「登録記念物」に登録された。

また、開園100周年を祝う催し「つるまこうえん・百歳・祭!」を、同年4月から11月にかけて“温故創新”をテーマに開催した。

鶴舞公園が有する歴史や文化、美しい景観を未来に受け継いでいく一方で、新たな市民ニーズへの対応や老朽化施設の更新等によって公園の魅力をより一層高めるため、平成27年から再整備に着手し、順次、鶴舞公園の再生を進めている。

園路やトイレのバリアフリー化、電気や排水等、インフラの更新を計画的に進めるとともに、平成30年4月には、愛知県サッカー協会と連携して多目的グラウンド(テラスポ鶴舞)を開設、令和3年からは竜ヶ池の護岸改修及び周辺の再整備を進めた。



鶴舞公園(H16)

また、令和4年には、Park-PFIを活用して「正面南」、「秋の池」、「熊沢山」の3つのエリアの再整備を行うとともに、公園全体の指定管理を一体的に担う民間事業者の公募を行った。これは、鶴舞公園の文化的・歴史的資産の保全や緑との調和を図りながら、課題となっていた飲食、休憩等のサービスや公園

全体の一体的な運営による催事等の充実、新たな魅力とサービスの向上を目指した公民連携による公園再生事業であり、令和5年度に開業を予定している。

### つるまこうえん・百歳・祭！

鶴舞公園は、明治42年11月19日に本市が設置した最初の公園である。開園の翌年には名古屋開府300年を記念して開催された第10回関西府県連合共進会の会場として利用され、公園のシンボルである噴水塔や奏楽堂が整備されたほか、仮設のパビリオンなども設置され、3月から6月の約3か月の会期中に263万人もの入場者があったようである。開園以降、現在に至るまで公会堂や図書館など文化施設のある緑豊かな都会のオアシスとして、また、桜やバラなど花の名所として、市民に親しまれている。

平成21年には開園100周年を迎え、“古きを温ね新しきを創る”『温故創新』をテーマに「つるまこうえん・百歳・祭！」を開催し、国の登録記念物(名勝地)にも指定された。祭りは8月を除き4月から11月まで、共進会には遠く及ばなかったが会期中の来園者は約111万人と多くの人に楽しんでいただいた。ほぼ毎週末イベントを実施したにもかかわらず、一度も雨が降らずに全ての行事が実施できたのには驚いた。

百周年記念事業として位置づけることで、民間のイベント実施にかかる条例規制を緩和し、茶室でのアート展示や有料コンサート、木登りやボート遊びなど、多彩なイベントを実施した。また、市主催では、オープニングイベント、シンポジウムなどのほか、「みんなでつくる百彩花壇」を実施し、奏楽堂北側一帯を園路も含めて一枚の花壇として整備し、6万株余りの花苗を市民とともに育て植え付け、ライトアップも行った。約4,000㎡と花壇があまりに大きく園路からは全貌が見えなかったため、後日、仮設の展望デッキも民間協賛で設置していただいた。

当時は、今ある公園をいかに活かすか、という視点で様々なイベントを実施し、新たな公園活用を試みたが、現在では、公民連携など施設の再整備を軸にリニューアルが行われ、鶴舞公園はより魅力あるものとして変化し続けている。現在、先の花壇は芝生広場になっているが、期間中に記念植樹した公会堂の前のシダレザクラは大きく育ち、花見の時期に多くの人を楽しませている。



みんなでつくる百彩花壇

### 名城公園

名城公園（東区・北区・西区・中区）は、名古屋城の城郭一帯に広がり、本丸、二之丸、北練兵場跡に造られた北園等からなる約79.8haの総合公園である。終戦後いち早く都心部の総合公園として計画決定され、昭和24年から北練兵場跡である北園を中心に造成が進められた。本格的な施設整備は、昭和31年に公園緑地協会（現一般社団法人日本公園緑地協会）に委託した基本設計図に基づき行われ、芝生広場を中心に、おふけ池、子どもの広場、花の道（ランニングコース・散歩道）、野球場、藤の回廊等が順次整備された。



名城公園(北園)計画平面図(S31)

昭和50年に、東海財務局、名古屋高等裁判所、名古屋市の間で、名城公園の一部と旧裁判所跡地の交換の覚書を締結した。これによ

り、裁判所跡地にあった旧名高裁の建物は保存改修されることとなった。昭和59年に国の重要文化財に指定を受け、平成元年に市政資料館として開館した。

昭和63年には、第6回全国都市緑化なごやフェア（緑花祭なごや'88）を北園を主会場として開催するとともに、フェアを記念して「名城公園フラワープラザ」を開設した。

なお、フラワープラザは、フェア終了後も花をはじめとした緑化の普及啓発、来園者の休養・便益の施設として利用されている。



名城公園(北園)平面図(H4)

平成に入って以降、しばらくは大規模な改良はなく、フジやサクラ、四季の草花等が市民に親しまれるとともに、周回の園路「花の道」が市民ランナーの人気コースとして数多く利用されてきた。

平成23年度、外堀区域の一部の土地について、名古屋鉄道株式会社から寄付を受け、同社が施工した土塁のがけ崩れ対策の石積み復

旧工事完了をもって本市に引き継がれた。

また同年、フラワープラザの東側にあった名城公園分所を、北土木事務所へ統合した。分所跡地は、大津通に面し、地下鉄名城公園駅からもすぐという立地特性を踏まえ、公園経営のモデル事業として、民間活力の導入にして施設整備を進める方針となった。

事業スキームを検討した結果、民間事業者を対象にした公募による設置許可（便益施設の設置と、その収益の一部を公園施設の整備に還元する）を具体化した。平成28年、設置許可対象となる民間事業者を公募、事業者選定を経て、平成29年、民設民営のカフェやスポーツ施設等の便益施設がオープンした。利便性が高まり、北園エントランスの新たなランドマークとして定着し、公園利用者が増加、北園の魅力アップにつながった。



名城公園(北園)「tonarino」付近

名古屋城の入場門につながるエリアでは、名古屋城及びその周辺の魅力向上とにぎわいの創出や名古屋の魅力発信を目的とした「金シャチ横丁構想」の第1期整備事業として、平成30年に東門エリア「宗春ゾーン」、正門エリア「義直ゾーン」が新しい観光名所としてオープンした(観光文化交流局所管)。

令和元年、愛知県が愛知県体育館基本計画を公表し、新たな愛知県体育館が二の丸地区から北園(旧野球場一帯)へ移転整備されることが発表された。本市では、愛知県体育館の

移転整備に伴って影響を受ける野球場等の代替機能の確保を愛知県と調整して進めるとともに、愛知県体育館の移転整備を契機に名城公園北園全体の更なる魅力向上を図るため、アジア大会(令和8年)や名城公園開園100周年(令和13年)を見据えながら、計画的に北園の再整備を進める方針となった。

令和4年、野球場を旧愛知県スポーツ会館跡地に移転整備し、令和5年度から新たな「子どもの広場」の整備等、北園の再生を順次進めていく予定である。

### 中村公園

中村公園(中村区)は、都市公園面積約6.3haの地区公園であり、鶴舞公園(明治42年開園)よりも長い歴史を持つ名古屋を代表する公園の一つである。豊國神社周辺に広がる公園一帯には、豊公誕生之地の碑等、豊臣秀吉や加藤清正ゆかりの施設が点在するほか、記念館や茶室、大正天皇お手植えの松等歴史・文化を実感できる施設が数多くある。

また、地域の交流拠点ともなっており、太閤まつりや夏まつり、献茶会等、多数の行事のほか、日常の散策や遊びの場としても多くの人々に親しまれている。

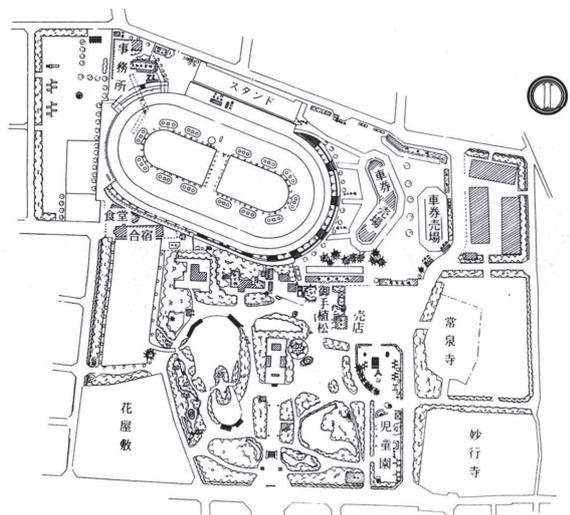
中村公園の沿革は、明治34年の県会において、先に無償寄付を受けていた豊臣秀吉の遺跡地を「中村公園」とすることが可決され、本多静六博士が設計して公園が誕生したことに始まる。その後大正10年、地域(中村)が名古屋市西区に編入されたことを受け、大正12年、中村公園も愛知県から本市へ移管された。



中村公園 設計図(T6)

その後、戦後の昭和24年になると、公園北部に名古屋競輪場が開設された。以来、中村公園は「本園」「東園」「西園」に大別される現在の形態となったが、昭和、平成と時代の移り変わりとともに、園内施設の内容や配置も随時変化をとげた。

また、かつて昭和の一時期に、競輪客等による風紀の悪化が課題となったが、地域や関係機関の協力も得ながら園内環境の改善に取り組んだ。



中村公園 平面図(S25頃)



中村公園 大正天皇お手植え松

近年の再整備は、記念館の耐震補強及び修繕工事(平成27年度)を契機に、地域の歴史の継承、観光利用や公園利用促進を図るべく本園を中心に再整備を進めてきた。

記念館では、耐震補強及び老朽化した屋根や建具等の修繕工事を行い、会合や茶会等に利用できる集会所として再生した。

これに続き平成28年度からは、記念館一帯の歴史ある和の景観を保存し、その魅力をより一層高めるため、記念館東側の大正天皇お手植えの松周辺を対象に、地域と連携しながら初代中村勘三郎生誕記念像を中心に「ほまれの広場」を整備した。

また、記念館西側の茶庭についても、施設の修繕や植栽の再整備を行った。

なお、記念館は、明治43年に加藤清正没後300年を記念し迎賓館として建築されたもので、明治期の公共木造建築物として希少性があり、良材・銘木が使用され、唐破風の玄関が特徴的な歴史上価値が高いものとなっている。

また、茶室「豊頌軒(ほうしょうけん)」は、明治前期に建てられた茶室を昭和32年に稲沢市から移築したもので簡明で洗練された意匠が特徴的である。いずれも国の「登録有形文化財」として申請し、平成29年に登録が行わ

れている。

また、平成28年度からは指定管理者制度を導入し、樹木管理や庭園管理の向上や年間を通じての様々なイベントの開催等、管理の充実を図ってきた。



中村公園 記念館



中村公園 桐蔭茶席

その後、平成30年から令和元年度にかけては、公園正面西側(中村文化プラザ側)の駐車場エリアの再整備、本園東側出入口の改良を、令和2年度は、ひょうたん池周辺の再整備として藤棚の更新等を進めた。

なお、北側の藤棚は公園創設当時から有名で、紫藤は花房が1mにも及び広く親しまれている。

さらに令和3年以降は、児童園のリニューアル、南東出入口広場等の整備を行っている。児童園のリニューアルにあたっては、事前に地域住民の声を反映させながら遊具を選定し、ニーズを反映したこともあり、以前よ

りも多くの子供たちに親しまれている。



中村公園 案内図(公園パンフレットより)

### 徳川園

徳川園(東区)は、名古屋城の東約3kmに位置する約4.5haの地区公園である。尾張藩第二代藩主光友が元禄8年に隠居所として大曾根屋敷を造園したことを起源とする。昭和6年、旧・尾張徳川家の邸宅と庭園の寄付を受けて翌昭和7年に公開された。昭和20年の大空襲により園内の大部分を焼失した後は一般的な公園として利用されてきたが、同園の歴史的遺産としての有効活用についての声が高まったことを受け、平成9年度に基本構想検討委員会を設置し、徳川園整備基本構想を策定した。再整備にあたっては、設計条件、予算、地元住民の意見等との調整を図りながら計画を進めるため、公募型プロポーザル方式で設計者選定を行った。同方式は本市初の事例で、建築、展示、造園という異業種の共同チームを募集し、有識者らで構成される設計者設定委員会の選考を経て設計候補者を決定した。基本方針には「近世武家文化を中心に表現し、世界に発信する歴史文化拠点」を

掲げた。

庭園の形式は、近世武家文化の庭園の基本ともいえる池泉回遊式とし、尾張徳川家の貴重な古典籍を所蔵する蓬左文庫は、多くの大名道具や国宝源氏物語絵巻を所蔵する徳川美術館と一体となった展示機能を持たせるよう、合わせて改修を行うこととした。

作庭にあたっては、伊藤邦衛氏の監修のもと、日本の風景に見られる海、山、里の描写をテーマとしながら、自然の景色を凝縮し、時には強調して表現するといった手法で景観づくりが進められた。矢田川の河岸段丘を生かした高低差のある地形、特別緑地保全地区内のスタジイの森を背景に、立体的に迫る力強い大きな石組みと植栽を組み合わせることで変化に富んだ景観を展開させている。

池泉回遊式庭園の中心的存在である龍仙湖は、面積約5,000㎡、最大水深は約1.5mあり、水源には地下45mからの地下水を汲み上げている。龍仙湖のまわりには、西湖堤、茶室、牡丹園、菖蒲田等を配置した。茶室は、尾張藩二代藩主光友の霊号にちなんで「瑞龍亭」とし、織田有楽斎を始祖とする有楽流好みの様式を取り入れた。

また、徳川園の顔となっている牡丹園には庭園外も含め約50種1,000株の牡丹を、菖蒲田には約20種1,700株の菖蒲を植栽した。

大曾根の瀧は、木曽石約330 tを用い、3段落ちで落差が約6.3m、毎分約3 tの水量で、龍仙湖の水面とは約11mの標高差となっている。瀧から流れ落ちた水は溪流虎の尾を経て龍仙湖へと注いでいく。

龍仙湖の南側に位置する龍門の瀧は、木曽石と組み合わせて落差約4.7m、毎分最大約7 tの水量となっている。

また、外周を回遊できる散策路は、庭園との境界の竹垣を目の粗いものにして、散策路

から庭園内の様子が一部見ることができるよう配慮した。

観仙楼は、数寄屋造をデザインコンセプトとした龍仙湖に面する2層構造の建築物で、1階には日本庭園を見下ろせるレストランを、地下1階には約150人を収容可能とする多目的ホールを整備している。

また、徳川園会館の一部であった蘇山荘も飲食施設として保存活用することとした。

こうした再整備に平成13年度より着工し、平成16年度にリニューアルオープンした。



徳川園 平面図

その一方で、同園は名古屋を代表する日本庭園を有する観光施設の側面を持つことから、リニューアルオープンした平成16年当初から、質の高い管理運営が求められていた。そのため、早い段階から庭園等一般公園の部分を管理する指定管理者 (H22～) とレストラン等の収益施設を運営する事業者 (H16～) が別々の管理運営を行ってきたが、催事等の際に園全体の魅力向上に資するコンテンツに取り組みにくいといった課題を抱えていた。こうした課題に対応するため、令和2年度には、Park-PFIによる飲食店・売店等の収益施設を設置することと、その収益の一部を公園施設の整備・改修等に充てることを一体的

に行う者を公募により選定した。

これにより橋等の施設更新やライトアップの充実、民間資本によるサービス水準の高い飲食店へのリニューアルやセミナー等もできる会議室等が設置されるとともに、令和4年度から庭園と収益施設を含めた管理運営を一体的に行うことで民間の優良な投資を誘導しつつ、園全体の質と利用者の満足度の向上に努めている。



徳川園 観仙楼

### 瑞穂公園

瑞穂公園（瑞穂区）は、約24.5haの運動公園である。昭和12年9月市会の議決を経て、同年より15年に至る4か年継続事業で運動公園として整備することになった。昭和13年に着工したが、時局悪化のため事業年度を昭和18年度まで延ばし、昭和16年主観覧席は未完成であったが、陸上競技場が一般供用された。

第二次世界大戦後、第5回国民体育大会の開催に伴い、昭和23年頃から周辺地約1万坪の用地を買収し、昭和24年から主競技場の改築、補助競技場、ラグビー場等の整備に着手し、昭和25年に完成した。

昭和32年には本格的な野球場が整備され、昭和34年にはスタンドが建設された。さらに、昭和37年にはラグビー場東側に弓道場(和弓)が設置された。同公園の建設の前期は復興局で、後期は土木局で整備が行われた。維

持管理については、スポーツ施設の運営管理が中心になるという理由から昭和39年度に教育委員会に移管され、その後庭球場、プール、洋弓場が設置された。

平成6年に開催された第49回国民体育大会(わかしゃち国体)では、陸上競技場がメイン会場となり、開会式及び陸上競技が行われた。



瑞穂公園 平面図

平成27年度から株式会社パロマをスポンサー企業とするネーミングライツ(命名権)を導入し、施設の愛称が「パロマ瑞穂スポーツパーク」となった。

令和2年度にはスポーツ市民局へ移管され、令和2年7月、「瑞穂公園マスタープラン」を策定、令和3年6月には、屋内スポーツの新たな拠点として体育館を開館した。3つの競技場と会議室を備え、災害時における緊急物資集配拠点の機能も有する地上4階建ての施設で、多くの市民に利用されている。

令和3年7月、アジア・アジアパラ競技大会(令和8年度開催予定)のメイン会場となる

陸上競技場の建替えを含む整備と公園全体の維持管理運営について民間資金等を活用しながら一体で実施するため、事業者との間でPFI法に基づく事業契約を締結した。令和8年の完成を目途に、令和5年度から陸上競技場の建設に着手予定である。

### 久屋大通公園

久屋大通(中区)は、戦災復興事業で計画された2本の百メートル道路の1つである。久屋大通公園は、「久屋大通」の中央帯部分を占める約16haのユニークな公園で、美しい緑の並木が連なっている。当初、道路の中央帯としての位置づけであったが、昭和45年に道路と公園の兼用工作物として整理され、都市公園法に基づく都市公園として供用されている。戦災復興から高度成長期へと時代とともに発展し、名古屋を代表する都市景観として知られている。

同公園の主な歩みとしては、昭和29年のテレビ塔完成後、昭和32年にテレビ塔南に沈床花壇と芝生広場が造られ、昭和43年に「久屋広場」の原形が、昭和44年には噴水「希望の泉」が名古屋放送株式会社からの寄付により完成している。

錦通から若宮大通までの南エリアは、平成元年の市制100周年にあたり優れたまちづくりのデザインを実現するため、昭和61年度に公開設計競技を実施、その中の優秀作品のデザインを採用し、平成元年度に「光の広場」を、平成3年度に「久屋広場」を、平成5年度にエンゼル球場跡地を供用していた「エンゼル広場」を全面改修した。その後、平成30年度から「久屋広場」を対象にネーミングライツを導入し、「エディオン久屋広場」として催事等に利用されている。



久屋大通公園(H13)

同公園の最南端となる若宮大通南側の前津広場の一画においては、愛知県がランの生産日本一であることを背景に、1年を通じてランを中心とした草花で彩り、ゆっくりと花を楽しむ都心のオアシスとして平成10年5月に有料公園施設「ランの館」を開館した。「夢」「楽しさ」「ロマンチック」をキーワードに、花かざりやガーデニングのための情報発信基地として名古屋の新しい都市魅力を創出することを目指していた。スペインのパティオ(中庭)風の回廊を持つ建物とロンドン万国博覧会の水晶宮をイメージしたアトリウムが特徴的であり、敷地内には年間250種2万株のランが展示され、当初は年間35万人を超える来館者でにぎわっていたが、その後の来館者数は低迷し、平成23年度の行政評価(外部評価)で「廃止」の判定を受け、平成25年度末にいったん閉館した。

その後、選定された民間事業者が改修し、平成26年秋に美しいガーデニング空間のあ

る、無料公園施設の「久屋大通庭園フラリエ」  
としてリニューアルオープンした。



**久屋大通公園  
フラリエ エントランスガーデン**

地下鉄栄駅の北東、久屋大通公園の中央東側のエリアは、久屋大通から東側に突き出たエリアとなっている。平成14年、都心の魅力の向上、にぎわいの創出、憩いの場の提供等「都心にきらめく水と緑の宝箱」をコンセプトに、散策できる大屋根と地下に広場、商業施設、バスターミナルを配した全国でも例のない大規模な立体型公園「オアシス21」(住宅都市局所管)が完成した。外国人観光客のフォトジェニックなスポットになるなど、名古屋の新しい名所となっている。



**久屋大通公園 オアシス21**

また、外堀通から錦通までの北エリア及びテレビ塔エリアにおいては、栄地区の活性化

事業「栄地区グランドビジョン」の一環として民間活力を導入した公園のリニューアルが進められた。平成29年の都市公園法改正で制度化されたPark-PFIを活用した整備運営事業により事業者の公募・選定を進め、令和2年秋に公園と店舗が一体となった新しい公園「Hisaya-odori Park」(住宅都市局所管)が開業した。

公園北端から桜通までの北エリアには、「都会の安らぎ空間」をコンセプトとして、広々とした芝生空間や樹木がつくる緑蔭、そぞろ歩きが楽しめる空間が広がっている。

また、桜通から錦通までのテレビ塔エリアには、「観光・交流空間」をコンセプトとして気軽に集える場となるよう、都心でくつろげる芝生の広場や話題性の高い飲食店が多く出店している。そのほか、テレビ塔が逆に映る水盤にはミスト演出が施され、地下街と地上をつなぐ吹き抜けの広場には大型デジタルサイネージを設置し、イベントの開催や情報発信を行っている。



**久屋大通公園 テレビ塔エリア**

錦通から若宮大通までの南エリアでは、「にぎわいの空間」をコンセプトとして、来訪者が集い楽しむことができる公園の整備を目指しており、令和2年2月には栄バスターミナル跡地暫定活用事業として「ミツコシマエヒロバス」(住宅都市局所管)を開業した。



久屋大通公園 ミツコシマエ ヒロバス

### 白鳥公園(白鳥庭園)

白鳥公園（熱田区）は、市制100周年事業として平成元年に開催した世界デザイン博覧会の白鳥会場にもなった日本庭園を有する公園で、博覧会終了後の平成3年4月に開園した。園内南端の敷地面積約3.7haは「白鳥庭園」として市内随一の規模を誇る池泉回遊式の庭園となっている。

尾張徳川家から国に継承された旧白鳥貯木場の縮小計画により、昭和55年、貯木場跡地の一部が名古屋営林局から本市に有償譲渡されたのち、昭和56年8月に約4.5haを都市計画公園として決定、翌年、昭和57年に基本設計を行った。名古屋の地形が成立した自然の営みについて、山岳からほとぼした源流が木曾三川により濃尾平野から伊勢湾に注ぐ水の叙事詩をテーマとしている。昭和58年の公園築造に先立ち、埋め立てた不燃ごみの圧密沈下を促すための盛土を「御嶽山」とし、それを源流とする「木曾川」の水が注ぎ込む池を「伊勢湾」に見立てている。

また、「汐入の庭」では、池に流入・流出する水の量を自動制御し、汐の満ち引きを表現することで変化のある景色を創り出し、移り変わる景色を楽しむことができる。



白鳥庭園 平面図(H26)

白鳥庭園のほぼ中央、流れのほとりに位置する「清羽亭」は、自然素材を生かして京都の数寄屋大工と尾張大工の親密な協力によって造り上げた本格的な数寄屋建築となっている。母屋と二棟の茶室と立礼席棟からなっており、概観は白鳥の舞い降りる姿をイメージしたもので、庭園と建物が美しい調和を見せている。平成18年度からは指定管理者制度を導入し、茶会のほか、華道、歌会、句会、管弦楽等の催しができる「公共茶室」として広く市民に利用されるなど柔軟な管理運営を図っている。



白鳥庭園 汐入の庭

### 若宮大通公園

若宮大通公園(中区)は、中区の堀川東通から千種区の花田公園まで東西方向の延長約3km、敷地面積約12haの公園である。戦災復興事業で計画された2本の百メートル道路の1つである若宮大通は、中央帯の部分を昭和54年に公園として開園し、その大部分は名古屋高速の高架橋に覆われている。

かつて、名古屋高速が建設される以前は、若宮大通の中央帯にイチヨウやキョウチクトウを植栽した防災空地的な形態であったが、沿道地域の一体化や活性化といったニーズのもと、貴重な都市空間の有効利用を図る機運が高まってきていた。

その後、名古屋高速2号東山線の建設にあわせ、平成元年の市制100周年記念事業の1つとして若宮大通総合整備事業が位置づけられ本格的な公園整備に着手することとなった。

公園となる中央帯部分の幅員は51mとし、既存の銀杏並木を生かし、高架構造物との調和・一体化を図り、開放的な景観を創出した。

東西を結ぶ長い帯状の公園には彫刻の広場、冒険広場、若宮広場、水の広場、花の広場を整備し、周辺的环境に広く開かれ、かつ都市の風景の一部となるような公園デザインを展開した。

また、このほかの区間には子供広場、テニスコート、ミニスポーツ広場を整備し、高架下の公園として全国に誇りうる規模や内容を備えたものとした。世界デザイン博覧会を契機に、名古屋のまちはきれいで魅力的になったという声が多く寄せられており、若宮大通公園の整備は名古屋市の都市イメージの向上に大きく貢献したといえる。



若宮大通公園 水の広場(H 2)



若宮大通公園 花の広場(H 2)

しかし、バブル崩壊後の平成3年度以降、ホームレスが急増し、公園の適正な利用が妨げられるなど深刻な問題となった。平成13年度には市内の公園に約1,000人のホームレスが起居し、このうち6割以上が若宮大通公園、久屋大通公園、白川公園に集中していた。そのため、ホームレスを緊急に受け入れる施設のひとつとして平成14年度に若宮大通公園白川前駐車場に緊急一時宿泊施設(白川シェルター)を設置した。その後、ホームレスの減少から白川シェルターは平成19年度に撤去し、現在は大型バス主体の駐車場として復旧・供用されている。



白川シェルター (H17)

平成16年2月、フットサル愛好家の大学生たちにより「若宮大通公園再生の提案」として、フットサルコートの設置要望書が助役に提出された。「スポーツを通じたコミュニケーションの場としてほしい」という要望に対し、公園の有効利用の検討が始まった。平成16年度には要望者らと話し合い、自由使用となっていた土の広場に人工芝コートと夜間照明を本市で設置するとともに、既設のトイレは更衣室や受付を備えた事務所に改修することとし、平成17年度に整備工事に着手した。

平成16年7月に要望者を中心としてNPO法人「stact」が立ち上がり、運営についての話し合いも並行して行った。平成17年度に運営については同法人に管理許可を行うこととし、同年10月、スポーツを通じた憩いの場所として供用を開始し、都心でフットサルを気軽に楽しめる人気の施設となっている。



若宮大通公園 フットサル広場 (H17)

スケート広場については、冒険広場の跡地の一部を整備し、スケートボードが楽しめる市内唯一の公園(当時)として平成10年から供用している。公園にあるスケートボード場として草分け的な存在で、都心に集う若いスケートボーダーに親しまれてきたが、令和4年度から再整備事業に取り組んでいる。これは、令和3年の東京オリンピックにおける日本人選手の活躍や令和8年に愛知・名古屋で開催予定の第20回アジア・アジアパラ競技大会の競技種目として選出されていることなど、利用者ニーズの高まりを受け、老朽化してきた現在のスケートボード場を拡張し、施設内容も充実させる計画である。

### 荒子川公園

荒子川公園(港区)は、荒子川ガーデンプラザ(都市緑化植物園)や地域のスポーツ・レクリエーション施設等を備えた約26haの総合公園である。

公園の中心を流れる荒子川は大正13年に運河として都市計画決定され、整備が進められていたが、その後の物資輸送形態の変化等により運河機能が衰退してきた。そこで運河予定地を他の用途に変えて有効活用しようとの機運が高まり、地域住民等の要望を取り入れ、一部をポンプ場や福祉施設とし、残りの大部分を公園として整備することになった。

昭和54年12月、名古屋市南部における緑の拠点とするため都市緑化植物園を含む施設整備の事業に着手した。園内には、荒子川右岸に街路樹・公園樹見本園(樹木園)、学校緑化・生垣見本園(野外学習園)、工場緑化見本園(後にラベンダー園を追加)、左岸にはテニスコート、サンクガーデン、多目的広場、日本庭園、わんぱく冒険広場、デイキャンプ場等が設けられている。

また、荒子川の両岸には桜並木の河畔散策路を設け、平成3年度には両岸をつなぐ「荒子川パークブリッジ」が架橋され、桜の時期には夜間のライトアップも行われている。昭和62年度には公園の南端部に河川浄化対策事業として「フェニックスアイランド」、平成5年4月には中心施設である「荒子川公園ガーデンプラザ」を開設し、緑に関する相談、各種資料の展示、講習会の場として緑化の普及啓発を行っている。

また、同年に特色のある公園づくりのひとつとして、当時本市周辺では珍しかったラベンダー園を整備した。

平成16年10月には「あおなみ線」が開通し、公園に隣接して「荒子川公園駅」ができたことから交通の利便性が高まり、遠方からの来園手段となっている。



荒子川公園(H14)



荒子川公園 ラベンダー園

平成18年度から指定管理者制度を導入し、

年間を通じて様々なイベントが開催されているが、令和4年度のガーデンプラザの入館者数は約28万人、うち約5万人はラベンダーフェアの期間中に来園している。県内有数の規模を誇るラベンダー園が市民に広く親しまれている。

### 庄内緑地

庄内緑地（西区）は、「水と緑と太陽と」をテーマとした、野趣にあふれた公園として整備した総合公園(約46ha)である。

昭和15年に防空的な観点から市域の外周部に環状に緑地を配置することになり、庄内川沿いに都市計画決定された。遊水地のため河川法上の制約を受けることから、施設計画や計画貯水量の確保、安全管理等について河川管理者と協議の上、国の第一次都市公園等整備5か年計画の目玉事業として、昭和43年に愛知県の事業認可を受け、本格的な公園整備に着手した。

園内には大噴水やボート池、芝生広場、わんぱく広場、陸上競技場、テニスコート等、様々な施設があるほか、市街地に近接しながら広い空間と豊かな自然環境を有し、多目的に利用されている。

また、市内有数のバラ園は園内中央付近に位置し、約80種・2,100株のバラが美しく咲き誇る。5月には「初夏の華まつり～バラ・ハナショウブ～」、11月には「秋の華まつり～コスモス・バラ～」が開催され、多くの人でにぎわっている。

庄内緑地の特徴として、昭和61年に、国の「グリーンフィットネスパーク構想」のモデルとして「庄内緑地グリーンプラザ」を開設しており、緑化の普及啓発とともにプラザ内の室内広場で気軽にスポーツを楽しむことができる。

平成12年9月の東海豪雨後の河川激甚災害対策特別緊急事業による河川整備を受けて、激特事業後に庄内川左右岸の河川敷部分を平成17～19年度に整備した。(左岸は庄内公園として都市公園告示)

また、園内には、ドッグランの施設も整備されている。平成16年3月、利用者のペット需要の高まりを背景に、放し飼いやフン等の苦情への対応にも考慮し、試行的に大小2つのドッグランを整備し、ボランティア団体の運営協力もあって継続性が確認でき、常設となった。



庄内緑地 平面図 (H26)

平成18年度からは指定管理者制度を導入し、庄内緑地全体の管理運営の向上を図った。近年は、名古屋を代表する公園の再生の1つとして老朽化施設の対応とともに、新たな魅力づくりを進めている。具体的には、スケートボード練習場整備を求める要望書の提出(平成29年2月)や、「東京2020オリンピック競技大会」の競技種目としてスケートボードが採用されたことによる市民の関心の高まりを受け、令和元年度にスケートパーク(スケートボード練習場)を整備した。スケートボードのほか、BMXやインラインスケートも利用できる国内最大級規模のパークであり、初心者用から中上級者のニーズを満たすことができる練習施設となっており、大会の開催場所としての利用も期待されている。

令和3年度にはインクルーシブ遊具を導入し、わんぱく広場を再整備した。

また、国の遊水池内における工作物の取扱いが変更され、これまでの移動式のみが許可されていたトイレについて、固定式でバリアフリーに配慮した快適なトイレを河川管理者と協議して整備できるようになり、順次更新を進めることとなった。令和4年には小ドッグランのエリアの拡充や出入り口のバリアフリー化等を行い、子供から高齢者といった幅広いニーズに応えるべく、魅力を高める再整備を進めている。



庄内緑地 スケートパーク

### 天白公園

天白公園(天白区)は、名古屋市南東部、天白区のほぼ中央に位置する約26.5haの総合公園である。周囲の市街化が進む中で、起伏に富んだ3つの山と大根池(約2.2ha)等、園内には東部丘陵の豊かな自然が残っている。昭和33年に都市計画決定、昭和57年から愛知県の事業認可を受け、昭和61年から施設整備工事に着手した。

当初の基本計画(昭和50年)策定時は、高度経済成長期の中で都市開発が進んだ時代であり、運動施設利用者の需要を見込んだ上で、スポーツ・レクリエーション施設を充実させた運動公園として計画していた。一方で都市開発に対して自然保護の意識も高まってきた

時代でもあり、公園の整備計画のあり方について、市民と行政との対話が始まる機会となった。

昭和57年6月の事業説明会以降、住民活動団体から組織され、「自然を可能な限り残し、自然の遊び場によって特色ある公園づくりを市民参加で進めてほしい」旨、当時としては革新的な内容の要望書が本市に提出された。

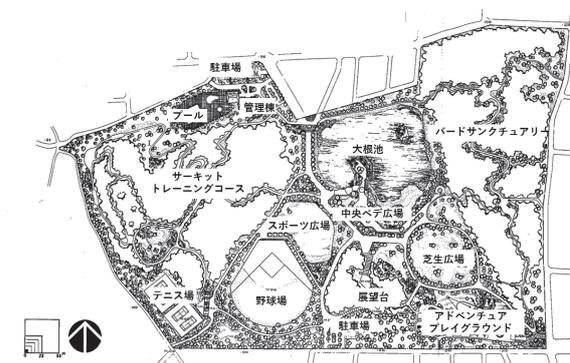
一方で当初計画にある開発型のレクリエーション施設の整備を求める地域住民の団体もあったことから、その後も本市と各団体とで意見交換を行い、それぞれの主張の歩み寄りを図った。

当初の基本計画策定から15年が経過した平成2年、基本計画を見直すことを決定した。新計画では野球場やテニスコート、大根池への架橋等当初計画にあった施設を無くし、里山の自然を生かした3つの山と大根池、草原等が広がる計画とした。その後、デイキャンプ場、児童遊戯場、ミニスポーツ広場、大型遊具広場、土の広場、西の山と散策園路、多目的広場、駐車場、天白プール跡地を遊具広場等にする整備を完了し、令和5年度には東の山の整備を行って概成の見込みである。

平成7年から、「天白公園ならではの遊びを子どもたちと一緒に楽しもう」という地域住民団体が、公園の中央に位置する「冒険の山」で様々な遊びを展開してきた。平成10年には、プレーリーダーが常駐し、子どもの遊びを見守るプレーパーク（てんぱくプレーパーク）が県内で初めて開設され、現在に至っている。



天白公園 てんぱくプレーパーク



天白公園 基本計画平面図(S51)



天白公園 基本計画平面図(H3)

### 猪高緑地

猪高緑地(名東区)は、東部丘陵に位置し、長久手市に隣接する雑木林やため池等、豊かな自然環境を持つ緑地(約66.2ha)である。昭和30年に旧猪高村から名古屋市に編入され、昭和33年に都市計画決定された。その後、東名高速道路名古屋インターチェンジの開設や土地区画整理事業等周辺の市街化が進む中で、都市計画によりまとまりのある緑地が確保され、自然観察や散策を気軽に楽しめる空

間となっている。

整備の経過としては、昭和47年から約51.7haの区域で事業に着手したが、地域住民や活動団体から自然の保全が要望された。その後、昭和58年度から本格的な施設整備に着手したが、豊かな自然を生かした緑地づくりを目標として「リサイクル」「生き物・エコロジー」等に視点を置いた「エコパーク（環境にやさしい公園）」の考え方を取り入れた。平成10年度には借地方式による「オアシスの森づくり」事業（「4 長期未整備公園緑地の取り組み」で後述）にも着手し、市民参加を得ながら貴重な樹林地を守る森づくりを進めた。その結果、樹林地や竹林、棚田が保全整備され、里山としての景観が市民との協働により残されている。

また、平成12年度までに多目的広場、児童園、テニスコート、アーチェリー場、スポーツセンター等を設置するとともに、ため池や南北に走る稜線等を結ぶ形で散策コースを設定している。

近年では、平成23年度から名東プール跡地を集会所と駐車場、その北側に広場を整備した。さらに平成27年度まで新たに塚の杖池～北口広場～ハンノキ湿地～棚田を結ぶ散策ルートや塚の杖池周辺を整備し、市民が親しみやすい緑地として魅力向上を図っている。



猪高緑地 基本計画平面図 (S48)

### 相生山緑地

相生山緑地(天白区)は、名古屋市を中心部から南東に約10kmに位置し、東部丘陵の一部を成している。昭和15年に防空的な観点から市域の外周部に環状に緑地を配置することになり、その1つとして都市計画決定された。計画区域約120haの約7割を落葉樹や常緑樹が混じる雑木林、スギ・ヒノキからなる人工林や竹林等が占めている。

計画区域内に買収が必要な民有地が存在する長期未整備公園緑地の1つであり、計画区域のうち、都市公園として開園しているのは平成5年に開園した緑地西側の一部(約1.2ha)のみである。平成6年には都市計画道路・弥富相生山線沿いの区域約5.9haを、平成29年には南部区域約30haを事業認可区域に指定し、用地の取得を進めている。

また、平成7年、借地方式による「オアシスの森づくり」事業に着手し、平成10年3月に市内第1号となる「オアシスの森」を開園した。その後、市民ボランティアによる森づくり活動が行われ、現在も継続している。

現在、相生山緑地の環境を保全するとともに、誰もが人や自然とふれあえる場所となるよう、環境調査の結果や、地元住民、市民団体、有識者等からの意見等を踏まえ、相生山緑地の基本計画の検討を進めている。

### 稲永公園

稲永公園(港区)は、庄内川の河口部に広がる藤前干潟に面した約31haの運動公園で、園内には、稲永スポーツセンター、サッカー場、野球場、テニスコート、球技場の各種運動施設があるほか、野鳥観察館、環境省稲永ビジターセンターといった干潟の自然にふれあえる施設もあり、スポーツと自然の景観を楽しめる公園となっている。

稲永公園の沿革は、大正15年の都市計画第1号公園が始まりで、昭和14年に愛知時計電機株式会社と渡辺甚吉氏より寄付(土地)を受け、さらに用地取得を進めた後、戦時中にかけて競技場や児童園等のある海浜公園として整備したが、戦争で壊滅的な被害を受けた。

戦後、住宅難を解消するため、東側の区域(現在の稲永東公園3万坪)を応急住宅用地とし、戦前の都市計画の見直しが行われた。昭和29年には現・稲永東公園となっている区域の削除と南部地区の追加により現在の区域となり、昭和30年代から施設整備を開始し、野球場やテニスコートを設置するとともに、昭和43年に運動公園に種別変更した。昭和50年代に入ってから、夜間利用できるよう照明施設や幹線園路の修景等を整備している。

また、公園西側に広がる藤前干潟に面して野鳥観察館を昭和60年に開設した。藤前干潟は、渡り鳥の中継地として国際的にも重要であることから、平成14年にラムサール条約の「国際的に重要な湿地」に登録された。登録をきっかけに平成17年には稲永デジタルセンターが環境省により設置された。



稲永公園 野鳥観察館

また、日常利用のほか、災害時の利用に係る整備も進めてきた。平成7年の阪神・淡路大地震では、焼け止まりや避難場所等、オープンスペースとしての機能のほか、水道やト

イレ等災害時に必要となる機能を補完したことから公園の重要性が再認識された。稲永公園は、隣接する稲永東公園と共に本市の広域防災拠点及び広域避難場所として位置づけられており、防災機能の向上を図る「災害対応型モデル公園」として、平成8年度に非常用の放送施設や消火活動に使用する耐震性防火水槽、トイレやソーラー照明、各種防災施設等の設置を行った。

### 戸田川緑地

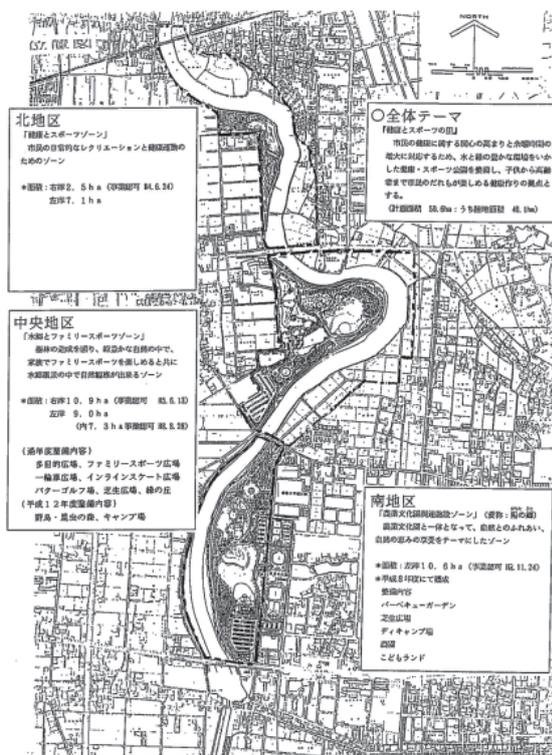
戸田川緑地(中川区・港区)は、戸田川の兩岸南北約2.5km、都市公園面積約31.3haの本市南西部を代表する総合公園である。旧南陽町が市域に編入されたことに伴い、昭和33年に都市計画決定された。大きく国道1号以北の北地区(兩岸)、国道1号以南の中央地区(兩岸)及び南地区(左岸のみ)の3つの地区に分かれ、公園の整備は南地区から始まった。平成元年に愛知県の事業認可を受け、南地区において「陽の郷(ひなたのさと)」をテーマに農業文化園(農業公園)と一体的に利用できる園路や芝生広場等の施設整備に着手し、平成6年に一部供用を開始した。平成8年には市内唯一の大型児童センターの位置づけがある「とだがわこどもランド」(子ども青少年局所管)が開設され、南地区はほぼ全面供用となった。



戸田川緑地 南地区

中央地区においては、緑豊かな自然の中、家族でスポーツを楽しむとともに水郷において自然観察ができる「水郷とファミリースポーツゾーン」として整備を進めた。右岸側においては芝生広場や子供キャンプ場、サービスセンター等を整備し、平成11年より一部供用を開始し、平成14年に整備を完了した。

北地区においては、「健康とスポーツゾーン」をテーマに芝生広場等を整備し、平成18年に右岸側の整備を完了した。



戸田川緑地 平面図

このように「健康とスポーツの里」をテーマとして各地区に特色を持たせた整備計画が定められていたが、一方で当時既に問題化していた地球温暖化や都市のヒートアイランド現象への対応として、都市に大きな森をつくらうという機運が高まっていた。こうした社会情勢を受け、既定の施設整備方針とは別に、都市におけるまとまった森を新たに創造する「なごや西の森づくり」の構想が生まれた。

平成11年度に有識者からなる研究会を設置して「なごや西の森づくり基本計画」を策定した。その中で、基本理念と基本方針を定め、都市計画公園面積約60haのうち「森」：「川」：「ひろば」を等分し、全体で約20haの森を創出することや、市民・企業・行政のパートナーシップのもとスタジイ・アラカシ・タブノキ等の常緑樹やコナラ、アベマキ、エノキ等の落葉樹等の苗木を植え、間伐等育林作業も市民らと協働で行い、自然豊かな森を育むこととしている。

平成12年度から23年度にかけて中央地区・北地区において植樹祭を計11回開催し、延べ22,000人以上の参加者により約6万本・約3.7haの植樹を進めた。植樹祭を通して市民ボランティア団体が立ち上がるなど、市民参画による協働の森づくり活動が進んだ。平成20年には中央地区の左岸側に「とだがわ生態園」を供用開始し、戸田川のほとりに散策や自然観察、自然体験活動ができる豊かな生態環境と水郷風景を創出し、市民と共に守り育てていく場となっている。平成26年度からは、間伐や除草等の育樹活動を行っており、豊かな樹林地が形成されている。



戸田川緑地 植樹祭(H13)



戸田川緑地  
なごや西の森づくり(H13)



戸田川緑地  
なごや西の森づくり(H30)

### 日光川公園

日光川公園(港区)は、名古屋市南西部、二級河川日光川の河口左岸に位置する約12haの運動公園である。

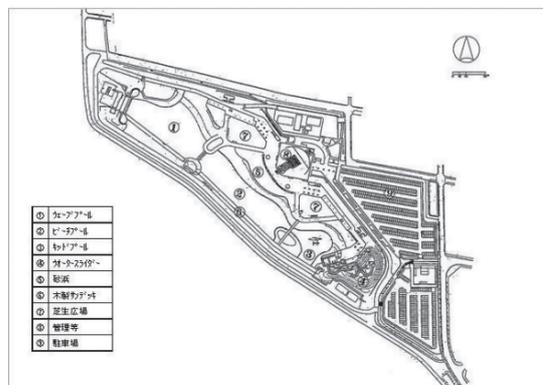
昭和33年に国道23号沿いに都市計画決定され、昭和52年1月の藤前流通業務団地の着工に伴い、現在の位置へと変更された。この土地は江戸時代末期の埋立地、いわゆる「ゼロメートル地帯」であり、本市の都市廃棄物で埋め立てた後、昭和59年に農政緑地局に引き継がれた。

臨海部の開発が進み、名古屋市から砂浜の海岸線がなくなったことから、市民が海水浴をするには約50km先の知多半島南部まで行く必要があった。さらに、市内には本格的なレジャープールがなかったことから日光

川の雄大な河口風景を取り込んだ大規模なレジャープール公園として整備した。プールから日光川の水面が直接望めるよう浜側の地盤を高くし、管理施設区域は地盤の低い場所に設置することで、利用者の目に入らないように配慮した。

また、プール内外を分けるために設けた緩衝帯にはヤシ等の南方系植物を中心に植栽し、日常とは別世界の景観を創出した。プールサイドの人工砂浜はオーストラリア産の白砂を使用し、オフシーズンにはビーチバレー等のスポーツや催し等の使用も可能とした。

平成元年度に基本計画、平成2年度に基本設計と一部実施設計を行うとともに、愛知県の事業認可を受け、本格的な敷地造成工事を実施した。総事業費は約68億円で、平成4年度から5年度にかけて整備を行い、平成6年6月25日に「サンビーチ日光川」として盛大な式典とともにオープンした。



日光川公園 平面図



日光川公園 サンビーチ日光川

国内最大級の規模を誇るプール公園として親しまれていたが、時を経て施設や設備の老朽化が進み、課題となった。こうした中、平成19年度の行政評価において「施設の廃止」判定が出された。

これを受けて、大規模修繕の時期を迎えるまで営業を継続することとし、設備の耐用年数等を踏まえ令和3年度をもって「サンビーチ日光川」の供用を停止している。

公民連携により新たな魅力を創出する公園再生に向けて、令和4年度に民間事業者を対象に現地見学会やサウンディング調査を行った。

### みどりが丘公園

みどりが丘公園（緑区）は、緑と水に包まれた憩いとやすらぎの場を提供することにより、市民福祉の向上に寄与することを目的とした全体計画約60ha（うち墓地区域 約22.9ha、公園区域 約37.1ha）の墓地公園である。

昭和40年代に入ると八事霊園が飽和状態となる墓地問題が顕著となり、市民に新たな墓地を提供する必要が生じたことから、昭和49年度に名古屋市墓園問題協議会を設置、昭和56年度に墓園の候補地として勅使ヶ池緑地に決定された。昭和59年度に愛知県の事業認可を受けて整備を進め、昭和63年度、宗旨や宗派を問わない墓地公園として開園した。整備にあたっては「明るく、落ち着きのある雰囲気の魅力的な墓園」、「霊の存在感を感じ取れる墓園」、「市民の憩いの場、集いの場としての墓園」、「自然と地域との調和がはかられた墓園」を基本理念として進めてきた。以降、市民の墓地需要に合わせて一般墓地や芝生墓地等の整備を順次進め、豊かな緑に包まれた墓地を提供してきた。



みどりが丘公園 基本計画平面図(H 2)



みどりが丘公園 普通墓地



**みどりが丘公園 芝生墓地**

開園以来、毎年1,000区画程度の墓地を整備し、供用区画数の増加に伴い彼岸やお盆の時期には墓参者が増えたことにより、市民サービス向上のため、みどりが丘公園会館を建設し、平成13年5月から供用を開始した。

また、平成26年度からは指定管理者制度による管理を行ってきた。



**みどりが丘公園会館**

その後、核家族化の進行等、近年の墓地、埋葬等をめぐる状況や価値観が変化し、従来型の墓地の貸付数は減少していた。そのため、令和3年度に墓地計画の見直しを行い、従来型墓地の整備予定区画数を縮小し、市民ニーズに即した承継を要しない合葬式墓地の導入を決定した。これに伴う墓地区域の縮小と公園区域の拡大を決定した。お墓に対する市民ニーズの変化に対応するとともに、墓地利用者だけでなく、広く市民が利用できる墓地公園を目指すこととした。

令和4年度から本市の公営墓地として初となる合葬式墓地の整備に着手した。周囲の樹林を背景にサクラ等の樹木を墓標に見立て、献花台を併設し、共同カロートに遺骨をまとめて埋蔵する「共同埋蔵墓」と、個々の遺骨を別々の小型カロートに埋蔵する「個別埋蔵墓」の整備を行い、令和5年度中に使用開始の見込みである。

令和4年度末現在、一般墓地26,469区画、合葬式墓地（共同埋蔵墓8,000体、個別埋蔵墓4,000体）が整備済である。



**みどりが丘公園 合葬式墓地**

## 河川敷緑地の整備

昭和40年12月23日、河川審議会の答申(昭和40年11月10日)に基づき、「河川敷地占有許可準則」が建設事務次官から通達された。この準則により、河川敷緑地の占用が、

- 一、治水上または利水上支障を生じない場合
- 二、河川の自由使用を妨げない場合
- 三、河川及びその付近の自然的及び社会的環境を損なわない場合

に許可されることになった。

これを受けて都市における公園緑地の不足の解消と河川環境の改善を図るため、河川敷を積極的に利用して公園緑地としての整備を始めた。

昭和42年8月1日、千代田橋緑地、矢田川橋緑地、天神橋緑地が都市公園として供用開始した。続いて、天白川緑地が昭和42年12月15日、都市計画決定され(天白区、瑞穂区、南区 約77.8ha)、翌43年6月12日、都市公園として供用開始した。

これと同時に水分橋緑地(北区)および名西橋緑地(西区)も整備が完了し、供用開始した。さらに昭和44年7月1日に大正橋緑地(中村区)を、同46年8月1日に洗堰緑地(西区)を、同48年8月20日には横井橋緑地(中川区)を供用開始した。

本市の河川敷の多くは幅が狭く、野球場など広い面積を必要とする施設の設置に制約があるため、延長が長いことを生かしてサイクリングコースを各所に設けてある。

そのほかの施設としては、河川敷という制約(原則として施設・植栽は1m以下、柵その他の工作物は可搬式又は転倒式の構造にする。)の中で、出来る限り運動広場、芝生広場を設けてある。このため野球場のバックネットは洪水時に転倒できるような構造になっており、「河川敷緑地管理指針」に基づき、巡視、点検や利用の禁止・制限を行うこととしている。河川敷緑地として面的まとまりのあるものに、洗堰緑地(西区約18.40ha)および枇杷島橋緑地(中村区約7.26ha)がある。

### ◇洗堰緑地

野球場5面、大運動広場1面、テニスコート2面、サイクリングコース300m、芝生広場、休憩コーナーなどが整備されている。

### ◇枇杷島橋緑地

野球場1面、テニスコート3面、多目的運動場1面、ゲートボール広場2面、小ソフトボール場2面、サイクリングコース約1,870m、児童園、休憩コーナーなどが整備されている。

なお、昭和50年代にも河川敷緑地の整備を進め、水分橋東緑地(北区)、藤川緑地(緑区)、万場大橋緑地(中川区)、宮前橋緑地(守山区)、小原橋緑地(千種区、守山区)、枇杷島橋緑地(中村区)などを整備した。

## 2 防災公園等の整備

### 防災公園とは

防災公園とは、「名古屋市地域防災計画」において定義される避難場所等に位置づけられた公園で「震災に強いまちづくり方針」に基づいて整備を進めていく公園である。

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、多数の死者・行方不明者のほか、木造住宅密集市街地を中心に建物倒壊・火災等甚大な住宅被害をもたらし、長期に及ぶ避難生活が余儀なくされた。

この戦後最大の都市直下型地震による大規模災害の中で、樹木による焼け止まりの効果がみられ、また、公園空間が生命を守る避難場所や救援・復旧活動拠点として活用されたことから、災害時における都市公園の重要性が再認識された。

平成7年4月、阪神・淡路大震災を教訓として建設省により「震災に強いまちづくり構想」が策定された。この中で災害に強い国土構造の形成を目指し、避難地となる防災公園の整備目標等の方針が示され、本市においても防災公園の整備が本格化することになった。

### 住宅密集型公園の整備（防災緑地緊急整備事業）

住宅密集型公園とは、都市計画公園緑地の周辺に住宅が密集しており、地域の防災性を高めるため、避難場所として整備する公園のことである。

平成5年度、関係局による長期未整備公園・緑地に関する検討委員会を設けて、各種データの把握や、区域内の関係権利者アンケート、周辺学区の市民に対する市民アンケート等を行いながら、事業のあり方や優先順位づけ等の検討を進めた。その結果、住宅

密集型公園にあたる川名公園、米野公園、松蔭公園、昭和橋公園、多加良浦公園のうち、川名公園と米野公園の整備を優先的に推進することを決めた。

### 川名公園の整備

川名公園（約5.5ha）は、昭和区の中央に位置し、周辺一帯は戦前の耕地整理事業により整備され、大規模な公園緑地が存在しない空白域であった。

昭和22年の都市計画決定以降、昭和61年に約0.2haを開園した以外は長期にわたり公園整備に着手できず、都市計画公園区域内に約190戸の建物と約430名の住民が居住されていた。

平成7年の阪神・淡路大震災以降、公園事業の機運が高まる一方で、都市計画公園事業を進めるにあたっては、いきなり厳しい制限を伴う事業に着手することは、関係権利者の理解を得ることが難しいと判断し、居住者等の関係権利者の生活設計に配慮しながら、一定の準備期間を置いて用地買収と暫定整備を進め、最終段階で施設整備を行う「段階的事業推進手法」に取り組むこととした。

第1段階として、地域の合意形成を目的に、事業に関する全体説明会とアンケートを実施した。

また、取得した土地を管理し、暫定整備ができるよう「都市公園を設置すべき区域」をかけることとした。

第2段階として、事業認可を取得する前段階から、旧建設省より「防災緑地緊急整備事業」の認定を受けて土地開発公社が土地を取得した後、財政局が都市開発資金で買い戻し、避難地として機能するよう広場として暫定整備を行うこととした。

第3段階として、遊戯施設等公園施設を整

備できるよう、愛知県の事業認可を受けた後、国庫補助を入れながら公園の事業部局が財政局より買い戻した上で最終的な公園整備を行うこととした。

同公園は、平成8年度に「都市公園を設置すべき区域」を議決し、「防災緑地緊急整備事業」をスタートさせた。同事業は権利関係が単純な大規模用地に対し、事務手続きに時間を要する事業認可によらず、国から低利の融資を受けて用地取得する事業であったが、都市計画川名公園内には地権者数が多く権利関係も複雑であったため、平成18年度から全域に事業認可を取得し、平成25年に用地取得が完了し、平成31年に整備が完了した。



川名公園 (H 7)

園内の主な施設としては、園路は住民の避難と緊急車両の進入等に配慮するとともに、廃道した旧飯田街道の面影を残し、園内にジョギングコースを設定している。

また、芝生広場はレクリエーションや休養の場として、多目的広場はグラウンドゴルフやバスケットボール、キャッチボール等の場として利用ができる。遊具広場は近隣の学校・PTA・子ども会等の意見を反映し、既存の児

童園の改修と幼児向けの遊具ゾーンを設けた。



川名公園 (H31)

園内の広場は、発災時にヘリポートや避難場所となることを想定している。災害対応型施設としては、災害対応型トイレ、応急給水施設、井戸、自然生態池、非常用ソーラー照明、耐震性防火水槽、防火植栽帯、かまどベンチ、防災パーゴラ、あずまや、防災備蓄倉庫等を設置している。

#### 米野公園の整備

米野公園（約3.2ha）は、名古屋駅の南西約1 kmの住宅密集地域に位置する近隣公園で、従前は周辺地域に公園のない空白域となっていた。昭和22年に都市計画決定されて以降、計画区域内の茶ノ木島公園を除き長期間事業に未着手の状態であったが、平成10年度から「防災緑地緊急整備事業」に着手し、用地買収と広場の暫定整備を進めた。



米野公園 (H 8)

平成22年度には愛知県の事業認可を受けて用地取得と本格的な施設整備を進め、令和4年度に全域の整備を完了した。災害対応型施設としては、災害対応型トイレ・応急給水施設・井戸・非常用ソーラー照明・防火樹林帯・かまどベンチ・防災パーゴラ等を設置している。



米野公園 防災訓練(かまどベンチ)

#### 津波緊急避難場所となる高台広場（船頭場公園）の整備

船頭場公園(港区)は、名古屋市の南西部、新川西側の海拔ゼロメートル地帯に位置し、令和5年3月現在、都市公園面積約1.7haの近隣公園で、子どもたちの遊び場や地域住民の憩いの場として利用されている。

平成5年度から公園整備に事業着手した後、平成14年度に南園を開園し、平成18年度から24年度にかけては、北園の事業区域を順次拡大しながら整備を進めてきた。

なお、震災に強いまちづくり方針においては「広域避難地」に位置づけられている。現状では名古屋市地域防災計画に基づき「一時避難場所」となっているが、整備中の区域が完成すると面積約5.5haの地区公園となり、公園全体が「広域避難場所」になる見込みである。

こうしたオープンスペースの確保とともに、津波緊急避難場所となる高台広場の整備

に取り組んできた。

平成23年3月の東日本大震災では、沿岸部を中心に津波による甚大な被害もたらされた。名古屋市でも南海トラフ巨大地震による津波の発生が危惧されており、静岡県袋井市の「命山」等、津波に対する新たな方策が全国各地で課題とされた。

本市では、平成27年1月「震災に強いまちづくり方針」が改定され、新たに津波災害の視点が追加された。津波避難ビルの指定推進のほか、津波浸水想定区域内の大規模な公園においては、公園の整備の機会を捉え、周辺の津波避難ビルの指定状況や地域の要望等を考慮し、高台等の整備を検討していくこととなった。

また、地元学区から平成26年に「津波避難できる高台整備」の要望が寄せられた。

これらを踏まえ、同公園の整備内容を再検討し、公園周辺は高さ約5mの津波浸水想定区域であり、周辺には津波避難ビルが少なかったことから同公園で高台広場を整備する方針を決定した。

平成27年、地元住民らと高台広場の計画について意見交換を行い、高さT.P.+7m、約3,400㎡（避難時の収容人数約3,400人）の規模とすることを決定した。



船頭場公園

平成28年より高台広場の整備に着工、平成

29年から令和2年まで軟弱地盤対策として地盤改良を行いながら、令和5年1月までに計約7万㎡以上の盛土を実施した。その後も盛土の自重による沈下や周辺地盤の変形を観察しながら施設整備の工事を進め、令和6年度末の整備完了を予定している。

### がけ崩れ危険箇所の整備

近年の大規模な自然災害に対し、総合的な対策の必要性が認識され、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が策定された。

本市においては、平成28年3月に「名古屋市地域強靱化計画」を策定、そのアクションプランとなる「名古屋市風水害対策実施計画」（平成28～30年度）では「市街地の防災性向上を図る事業」として、また、続く「名古屋市災害対策実施計画」（令和元～令和5年度）では「命を守る都市基盤整備」事業として、「がけ崩れ危険箇所の整備」が位置づけられた。

これらの計画に基づき、土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）を有する公園については、公園利用者や周辺住民への安全を確保するため、がけ崩れ危険箇所の対策を進めてきた。

令和5年3月時点において、緑政土木局所管の都市公園における急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害警戒区域内で対策が必要な箇所は計28箇所、このうち「名古屋市風水害対策実施計画」策定前から対策してきた箇所も含め、計24箇所において対策が完了している。

小幡稲荷公園（守山区）では、公園西側の斜面が土砂災害特別警戒区域に指定されていたため、平成29年度に対策工事を実施した。公園に隣接する家屋裏側の土砂が堆積していた

範囲は、土砂の除却に併せて切土のり面化するとともに、それ以外の範囲については大規模な地形改変を避けるため、斜面に補強材（ロックボルト）を多数挿入し、斜面の安定化を図った。



がけ崩れ対策（小幡稲荷公園）

天白公園（天白区）では、天白生涯学習センターの建物付近の斜面が土砂災害警戒区域に指定されていたため、令和元年度に対策工事を実施した。対策範囲全域を切土のり面化しながら、のり面の表面保護として植生基材吹付の対策工事を行った。



がけ崩れ対策（天白公園）

明德公園（名東区）では、西側の道路に面した斜面が土砂災害特別警戒区域に指定されていたため、令和2年度に対策工事を実施した。斜面の安定計算を実施した結果、最低限の安全率（1.00）が確保されていたこと、また、斜面が長大であるため全斜面への対策が困難

であることから、斜面が崩壊した場合に崩壊土砂を受けるポケットを擁壁背面に備え、擁壁そのものも崩壊土砂の衝撃力と土砂堆積時の土圧に耐えうる構造とする「待受け擁壁工」を採用した。



がけ崩れ対策(明德公園)

緑政土木局所管の都市公園内で未対策の箇所は、城山公園をはじめ4箇所（令和5年3月時点）あり、順次対策を進める予定である。

### 3 身近な公園の整備

#### 身近な公園の整備

市営の都市公園は1,492か所（令和5年3月時点）を数え、このうちの約9割（1,387か所）が主に住民の利用に供する地域に身近な公園（住区基幹公園）となっている。

その多くは、昭和40年代以降から平成初期にかけての市街地の進展にあわせ、土地区画整理事業等によって整備されてきた公園である。

#### 街区公園適正配置推進事業

市民にとって最も身近な街区公園（旧児童公園）は、昭和10年以降、主に土地区画整理事業によって作られ、戦後の復興土地区画整理事業の進捗に伴い、身近な公園の整備が急速に進んだ。しかしながら、戦災の被害を比

較的受けなかった地域では、公園のない学区もあった。

昭和47年、国では都市環境の悪化に対処し、緊急かつ計画的に公園の整備を促進するため、都市公園等整備緊急措置法が制定され、都市公園等整備五箇年計画が閣議決定された。

本市は、この五箇年計画に沿って都市公園の整備に一層取り組み市民1人あたりの都市公園面積の拡大を図るとともに、市内における住区基幹公園の偏在を是正するため「公園のない学区」を解消する方針を打ち出した。

具体的には、昭和47年度から、市内179学区のうち26学区を事業対象に「公園のない学区」の解消に向け、逐次、対象学区内の公園にふさわしい土地の取得を図り、新たな公園の整備を進めた。途中、対象学区の基準等を見直し、事業対象学区の増減を経ながら事業推進に努め、平成5年度までに30学区の「公園のない学区」すべてを解消した。

なお、昭和55年度からは「児童公園適正配置促進事業」として拡大し、公園の適正配置を推進している。これは、従来からの「公園のない学区」に加えて、公園はあるが偏在していて空白域が広い、学区人口1人あたりの公園面積がわずかといったものを含め「公園の配置上、偏りが著しい学区」（市内245学区のうち55学区）を事業の対象とした。

さらに、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、防災面の観点から住宅密集地域における公園の必要性が高まったことを受け、平成8年度から事業対象学区の選定基準等を見直している。見直し後の事業対象は50学区で、学区内の人口密度や1人あたり公園面積等から「重点促進学区」「促進学区」に分類し、公園の適正配置を推進してきた（令和4年度より「促進」から「推進」に事業名称を変更）。

長年の取り組みの結果、昭和48年～令和4年度で計84公園を設置した。令和5年3月現在、事業対象の「推進学区」は34学区(うち「重点推進学区」は5学区)となっている。

### 区の木・区の花公園

平成元年の市制施行100周年を契機に、昭和62年度から平成2年度にかけて全区で「区の木・区の花」が制定された。その後、平成2年度から9年度にかけて公園への愛着を持っていただくことを目的に、区を代表する近隣公園(標準2ha)以上の公園のうち、効果的な整備が可能な箇所を選定し、計11か所の「区の木・区の花公園」の整備を行った。

### 質的な向上への取り組み

本市における都市公園面積は、昭和40年の約473ha、市民1人あたり約2.4㎡から、昭和60年には約989ha、市民1人あたり約4.7㎡まで拡大した。昭和61年には都市公園面積が1,000haを超え、昭和の終わり頃からは、量だけでなく公園の質の向上についても求められる時代になった。

こうした状況を踏まえ、昭和61年度から「特色ある公園づくり」をテーマに掲げて、公園整備の中で質的な向上に取り組む事業を進めた。「特色ある公園づくり」は、「ユニーク公園」、「みんなのアイデア公園」、「花の名所公園」、の3本柱の事業で、公園ごとの立地や特性、公園利用者である地域住民の意見やアイデア、花の魅力を積極的に活用して、特色ある公園整備を進めた。取り組みにより、地域の魅力の向上や公園利用や愛着の高まりにつながった。

また、平成19年頃から、未就学児の遊び場の充実等を図る「子育て支援公園」の整備にも取り組んだ。

## 公園トイレの整備

本市の公園トイレは、近隣公園（標準2ha）以上の公園を中心に整備を進めており、令和5年3月時点で800棟以上のトイレを設置してきている。公園トイレの歴史は、資料で確認できる範囲では昭和初期までさかのぼり、時代背景や利用者ニーズの大きな変化に応じながら、様々なタイプのトイレの設置を進めてきた。

いわゆる”初期型”とされる昭和59年度以前に設置された男女共用のトイレは、“トイレは隠すもの”とする人目につきにくい立地環境で、暗く目立たないように配慮されていたが、平成2年度以降になると、男女別やバリアフリー型トイレが導入されるようになり、デザイン性も初期型に比べると向上した。

東山動植物園や白鳥庭園など主要な観光施設に設置したトイレ（25棟）を観光トイレとして位置付け、平成29年策定の「名古屋観光トイレリボーン観光トイレ整備の考え方」（観光文化交流局）の方針に基づき、洋式化や水栓の自動化などの利便性・快適性の向上に着手している。

また、観光トイレ以外の公園トイレでは、昭和40年代から東山公園や鶴舞公園、神宮東公園など、比較的大規模な公園において身体障害者対応型トイレとして洋式大便器の導入を進めてきた。平成28年度市会では「時代のニーズに対応する形で洋式化を進める」との当局としての見解を示し、平成29年度には「市営の観光施設や、公園、地下鉄の駅等の公衆トイレをすべて洋式化する」との市長方針を示した。現在、標準構造として大便器がすべて洋式を採用しており、既存のトイレについても設備改修や、老朽化トイレの建替えにより、トイレの洋式化を順次進めているところである。

トイレトーパーの設置については、平成6年度より東山公園など大規模な公園において試行的に実施してみたものの、当時は破損や盗難の被害が多く普及はしなかった。一方で近年の社会状況の変化とともに、公園トイレに対するニーズや意識が変化していたことから、令和元年度より試行的に盗難防止の鍵付きトイレトーパーの設置を開始している。また、トイレ設置の効率化を図るため、平成30年度より工場製作したユニット式トイレを設置する方針を導入した。多目的1ブース、男子小+多目的ブース、男性+女性+多目的ブースを標準とし、中には外壁を装飾するなど公園トイレとして普及が進んできた。なお、特別な建築技術を必要としないユニット式トイレは、老朽化が進むトイレの大量の建替えにも期待されている。



ユニット式トイレ

### 面的な再整備

本市では、戦災復興期から高度成長期を経て、時代の要請に応えながら生活基盤となる公園の整備を進め、市民利用にきてきた。

しかしながら、整備後30年、40年と時間が経過してくると、日常の維持管理では対応が困難な老朽化施設が増えたり、周辺地域の人口構成や土地利用等、公園を取り巻く地域の変化によって既存の施設が住民ニーズに合わなくなったり、バリアフリー化等の社会的な課題への対応も求められるようになった。平成に入って以降、面的な再整備の必要性が高まり、公園再生の取り組みに努めてきた。



整備前                      整備後  
面的再整備の状況(高蔵公園)

#### ○公園リフレッシュ事業(平成元～20年度)

開園後20年以上経過した公園を対象に平成元年度から平成20年度までの間に計166公園を整備した。

(事業の考え方)

- 時代の要請や利用者ニーズに対応した公園の再生に努める。
- 安全性と快適性の確保を柱に防災面・防犯面・衛生面・福祉面等、様々な視点からの改善を図る。
- 公園施設の利用状況や安全性を確認した上で、地域住民に親しまれ修繕可能な施設はできるだけ活かすように配慮し、地域に愛される公園を目指す。

#### ○ストック再編事業(平成27年度～)

ストック再編事業は、地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図ることを目的として平成27年度に国土交通省が創設した事業である。

本市では開園後30年以上が経過した身近な公園を対象に、子育て支援や高齢者に対応した施設の強化を目的に、老朽化した遊具の更新やバリアフリーに対応した施設への更新を行い、防災面・防犯面・衛生面・福祉面等、様々な視点からの改善を図りながら、時代の要請や利用者ニーズに対応した公園の再生を進めている。

ストック再編事業により再整備した例として新道中央公園(西区・街区公園 約0.5ha)がある。昭和61年度の開園から30年が経過し施設全体の老朽化が進んでいたため、平成27年に測量・実施設計、平成28年度から29年度に広場整備するとともに、複合遊具・健康器具・パーゴラ・ベンチ等の施設を再整備した。児童エリアと幼児エリアを分け子ども達の利用に配慮するとともに、中央の広場はグラウンドゴルフや球戯の利用に十分な広さの確保とネットを設け、地域の憩いの場としてにぎわっている。

また、細口池公園(天白区・地区公園 約4.3ha)にて令和2年度から4年度にかけて整備を行っている。同公園は昭和61年の開園当時から住民の意見を取り入れた整備を行い、地域の憩いの場となっていたが、近年は利用者ニーズの変化や、施設の老朽化、雑草の繁茂等が目立つようになっていた。ストック再編事業を進めるにあたり、実施設計の段階で計3回の地元説明会を行ったが、この中で、ユニバーサルデザインを取り入れた施設改修を求める声が上がっていた。そうした要望を

受け、全身を預けて遊ぶことができるブランコをはじめとしたインクルーシブ遊具やバリアフリートイレの設置を検討し、整備を行った。

こうした時代の要請や利用者ニーズに対応した公園再生を目標に、利用者がより快適で安全な空間となるよう、ストック再編事業を活用した整備を進めていく。

#### 4 長期未整備公園緑地の取り組み 概要

都市計画公園緑地は、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保することを目的に、都市施設の一つとして公園緑地をあらかじめ都市計画の中で定めるものである。

都市計画公園緑地の歴史としては、大正15年、市域の内外にわたる24か所・約550haの決定が始まりである。これらの公園は、自然の風致を保存する価値のあるものや名勝地で風致の良い場所、城跡史蹟地、神苑地等、又は公園配置上必要な場所について計画された。

また、大正12年の関東大震災による公園の防災機能の重要性にも対応したものであった。

戦時下の昭和15年には、防空を目的として市域を環状に囲むように7か所・約826haの緑地が都市計画決定され、庄内川緑地等5か所を防空緑地として一部事業化した。

戦後の昭和22年、戦災復興計画の一環として、従来の公園計画を一旦廃止するとともに、それをベースに都市構成上必要なものを新たな都市計画公園として31か所・約880haを決定した。

昭和30年～40年頃の高度成長期には、都市への人口集中により市街化が進展するのに伴

い、事業未着手の都市計画公園緑地の区域内でも宅地化が進行していった。

また、公共事業の中で道路事業や下水道事業に重きを置かれたことや、公園事業の中でも土地区画整理事業から生み出される公園整備に予算が充てられたことなどにより、用地取得が必要な都市計画公園事業が遅れ、本市の長期未整備公園緑地への対応について市会等でたびたび取り上げられた。

昭和60年代に入るとバブル景気により急激な地価高騰が進み、都市計画制限等が再び市会でも取り上げられる問題となった。

こうしたことを受けて、平成元年以降、計画区域内における土地の先行取得の推進や一部の公園における建築規制の運用（3階建て建築の容認）等が実施された。

平成4年度の予算委員会においては、都市計画部局と公園事業部局も巻き込んだ議論に発展した。



名古屋都市計画公園・風致地区配置図(S20)

平成5年度から関係局による長期未整備公園・緑地に関する検討委員会による検討を経て、住宅密集型の公園に対しては、各種データによる優先順位づけや、区域内の関係権利者アンケート、周辺学区の市民に対する市民アンケート等を実施して整備優先度を検討した。

平成7年度、優先度の高い川名公園、米野公園、松蔭公園、昭和橋公園、多加良浦公園の5公園について順次事業に着手していくことを決定した。  
(段階的事業推進手法については、「2防災公園等の整備」で前述)

### 整備プログラムの策定

平成10年代以降、引き続き供用までに多大な時間と費用を要し、関係権利者にとっても長期間負担がかかり続けるなどの長期未整備公園緑地の問題に対処するため、平成17年度、緑の審議会へ「これからの公園緑地のあり方－長期未整備公園緑地について－」を諮問した。

平成18年に同審議会から答申を受け、平成20年3月に40公園緑地について都市計画の見直しと10年単位で事業着手時期の目途を示す「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」(以下、「第1次整備プログラム」という。)を策定した。その後、第1次整備プログラムに基づき地元説明会を開催しながら都市計画の見直しと事業を推進した結果、8公園緑地を解消した。

第1次整備プログラム策定から7年後、社会情勢の変化等、公園緑地を取り巻く状況が大きく変化したことから、平成27年に緑の審議会へ「新たな時代に対応した公園緑地のあり方－長期未整備公園緑地を中心として－」を諮問した。

平成28年度に答申を受け、平成30年3月に32公園緑地について「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム(第2次)」(以下、「第2次整備プログラム」という。)を策定した。第1次整備プログラムと比較すると、都市計画については宅地化区域を中心によりきめ細かな区域見直しを行うとともに、事業着手時期については事業進捗や土地の利用状況によって区域の細分化・類型化を行う見直しを行った。

その後、第2次整備プログラムに基づき地元説明会を開催しながら都市計画の見直しと事業を推進した結果、4公園緑地が解消し、令和5年3月時点での長期未整備公園緑地は28公園緑地・約929ha、うち要買収民有地は約174haとなっている。

### オアシスの森づくり事業

東部丘陵に残る樹林地等の緑は、市街化が進展する中で、都市における身近な緑として貴重な存在である。中でも都市計画公園緑地区域内には多くの民有樹林地が残され、早急な保全が必要であったが、他にも長期未整備公園緑地が残る中で、広大な民有樹林地を事業化して買収するまでには多くの資金と時間が必要であった。

一方でこうした樹林地は、かつての薪炭林や農用林としての役割が失われ、利用や管理が不足し、竹が侵入し、ごみの投棄がされるなど荒廃した森の状態となっていた。

そうした中、発想を転換し、平成7年から相生山緑地をはじめとした東部丘陵の長期未整備公園緑地において、都市計画公園事業として用地買収するまでの間、民有樹林地を借地し、樹林地等の保全と活用を目指す「オアシスの森づくり」事業を開始した。

○オアシスの森づくりの基本方針

「市民によって育てる貴重な緑の保全と活用」

- 1) 現存の植生や地形を尊重した緑の空間づくり
- 2) 生き物とふれあえる多様な空間づくり
- 3) 人と人、人と自然の交流を生み出す空間づくり
- 4) 市民が守り、育てるみどりの空間づくり

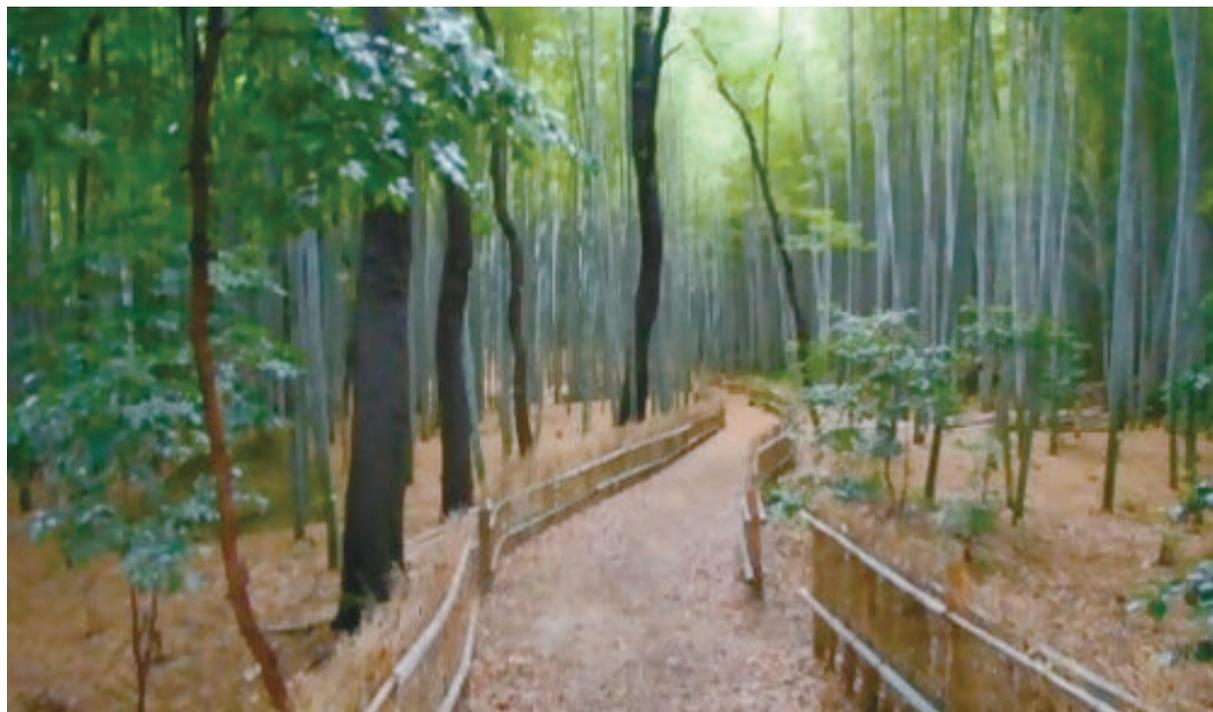
具体的には、地権者との契約により無償で使用貸借した土地と先行取得地等市有地等を含めた一定の区域で、市民利用に供するに適合していると認められる区域について「オアシスの森」に指定し、その場を市民が利用できるように整備を行うこととした。

施設整備については、樹木等の既存の植生や景観を損なわないよう、既存の踏み分け道を活用しながら、散策路、ベンチ、柵、誘導標等必要最小限の施設を整備することとした。

維持管理については、市民利用に必要な施設等の維持管理を行うとともに、雑木林の育成管理のため、除伐、下草刈り、枯死木の撤去等の管理を行い、現況の緑を生かし、身近なふれあいの場を創出することを目指すこととした。

人づくりについては、雑木林の育成管理ができるインストラクター養成講座、柴刈り大会、自然観察会、ツリーウォッチング等を開催するなど、市民参加型の森づくりを目指すこととした。

市内で初のモデルとして相生山緑地の北部を選定し、平成10年に開園した。それ以降も東部丘陵の長期未整備公園緑地の事業推進の一環として、樹林地等の保全と活用を目指したオアシスの森づくり事業を実施し、令和5年3月時点で8公園緑地（約109.2ha）が供用されている。



オアシスの森の様子

**「長期未整備公園緑地について」 鈴木氏へのインタビュー**

鈴木 斌一氏に長期未整備公園緑地の検討と川名公園に事業を着手した当時の様子についてインタビューしてきました。

○鈴木 斌一氏のご経歴 (H5～H7 主幹(事業推進))  
(H8～H10 公園事業推進室長)  
(H11～H12 緑地施設課長)  
(H13～H15 緑地部長)

**長期未整備公園の課題について、当時はどのような状況でしたか？**

私が主幹として担当だった当時は、とにかく長期未整備公園の話は議会や委員会で必ずと言っていいくらいこの問題を指摘された頃だった。当時を振り返ると、当局は毎回お叱りを受ける一方だった。当時は年中行事だったね。毎回矢面に立って対応していた記憶がある。

**当時、長期未整備公園緑地に対してどのような認識だったのでしょうか？**

都市計画道路も同じく未着手のところはあったが、長期未整備公園の数も元々多かった。長期未整備公園の問題は別格だった。名古屋は区画整理事業が盛んなまちで、当時は次から次へと公園が出されてきていた時代だったこともあって、予算を投じて用地まで買って公園を新たに作ろうという状況ではなかったし、考えには至らなかった。公園を整備していくのは従来から継続してやってきたことなんだけど、長期未整備公園という新たな問題に直面し、けどなんともならない大きな問題だった。いつまで放っておくのかという地権者などからの声もあがっていたと思う。

**そうした中で、行政内部でどのように対応されていったのでしょうか？**

まずは検討する組織を作ったことが大きかったかな。責任を持って対応する組織を作ったこと。当時の助役から公園事業部局と都市計画部局に指示があって、それぞれ担当部署が立ち上がった。それから都市計画部局と両方で対処の方法について打合せをしながら、両局で組織体制を整えてきた。

助役はじめ庁内で長期未整備公園の作戦会議を開く時には、主幹がおるだろうと言われていた。当時は緑化推進課内に企画ラインの主幹が担当した。

**川名公園の都市計画公園内に土地をお持ちの方は、こういった感覚をお持ちだったのでしょうか？**

おそらくは事業に入らないことへの不満はあったかもしれないが、川名公園の事業はないと思っていた人が多かったんじゃないかな。

確かにあの頃は住宅も密集していて道路もあって、当時は公園となる姿は想像が難しかったかもしれませんね。

今は川名公園もこんなに立派で皆さんに使われている公園になったけれども、当時

は200軒くらいの住宅が建っていたところだったからね。

**川名公園に事業に着手するとなった時、今のような事業着手時期を示す整備プログラムもなかった中で、地元はどのような反応だったんでしょうか？**

検討の結果、とっかかりは川名公園から始めようということになった。米野公園は計画局が担当することになった。当時、本市としても本格的な都市計画公園事業を進めるのは初めてのことだった。

地元もまさか公園事業が始まるとは思っていないから、説明会後は大反響であった。そのあと地権者から市議に多く陳情を出されたり、その都度、市にどうなっとなるのかという問合せも多かったです。

ただ、川名公園の場合は、阪神・淡路大震災が起こった直後だったから、地元説明会の時は、災害時の避難場所になるとか、オープンスペースが大事とか、あの時は一般的に公園事業を進める時の教科書どおりの説明だったかもしれないんだけど、その時の言葉には力を持っていたんだと思う。

**当時の事業担当はどういった業務をされていたんでしょうか？**

当時は用地を担当する部署がなかったから、川名公園の説明会をやって、事業に入ることが決まってからは、交渉も主幹と主査が直接地権者の所に毎日飛び回っていたよ。当時のメンバーは本当に苦労していたし、よく頑張ってくれた。その時の関係した職員の顔は今でもよく覚えている。

**他の都市でも同じように長期未整備公園緑地は問題になっていたんでしょうか？**

建設省まで長期未整備公園の施策の相談にいった時などは、東京などでも苦労している話は聞こえてきたりはしていたよ。当時の長期未整備公園の検討は他の都市より進んでいた。名古屋市が長期未整備公園の検討の先進都市ということで、東京からも議員が名古屋まで視察に来ていたこともあった。どこの自治体も苦労していたと思う。

**完成した公園をご覧になって、今の職員に向けてメッセージをいただくと幸いです。**

やっぱり公園を利用している人はすごく幸せだと思う。近くの公園の前を通るときは皆さんとても楽しそうに利用している。利用された方に喜んでもらう公園になっていると本当に幸せを感じる。今の職員の方たちにも公園を利用されて喜んでる人をイメージしながら、業務に励んでもらえればいいと思います。



インタビュー時の様子

### 第3節 公園の管理

#### 1 法的管理

##### 公園施設、占用物件の制限緩和

公園とは市民の自由な利用に供するものであり、公園を構成する公園施設については、原則その設置者である公園管理者が設け、管理すべきものとされている。しかし、施設の性質等の理由により、公園管理者以外の者でも許可を受けることで、施設を設け、又は管理することができることと都市公園法（以下「法」という。）第5条で認められている（公園施設の設置・管理許可制度）。

また、公園施設以外の構造物については、公園の効用を阻害しうるためなるべく設けるべきではないが、都市においては限られた土地を有効かつ多面的に利用することも求められる。そのため、公園施設以外の構造物でも、一定の条件を満たし許可を受けることで設置することができることと法第6、7条で認められている（公園占用許可制度）。

これら公園施設の設置・管理及び占用許可に係る制度は、公園のオープンスペース機能の確保に支障をきたさないよう厳正な基準となっている。一方で、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景として、近年の許可行政は緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市や地域・市民のために活用していくという流れが進みつつある。地域の実情、近年の防災意識の向上や新たな形のサービスの台頭等に対応することを目的として、設置管理及び占用が可能な物件は拡大してきている。本市において近年新たに許可を行うようになった物件としては、主に以下のようなものが挙げられる。

##### ○防災器具庫

平成15年3月の都市公園法施行令（以下：施行令）改正で、防災公園に限らず全ての公園で防災備蓄倉庫が設置可能となり、本市においても各地域防災組織等による防災器具庫の設置が進んでいった。当時は小規模な四阿程度であれば法律上工作物として扱われると国土交通省監修の解説書で規定されており、本市の設置基準もこの規定にならない、防災器具庫は建築基準法上の手続きを経る必要のないものとして取り扱っていた。

ところが平成22年度に上述の解説書が改定され、屋根がある休憩所等が建築物として規定されるようになり、防災器具庫を設置する場合も建築基準法上の手続きが必要となった。令和元年度には、設置者となる地域の負担が過大になることを避けるため、愛知県建築基準法関係例規類集に基づいて防災器具庫設置基準を改正し、「小規模な倉庫」は建築物に該当しないこととした。なお、「小規模な倉庫」はメーカー製を原則とし、基礎コンクリート又はコンクリート舗装版に固定するものとしている。この緩和の取組みも奏功して地域の需要も高まり、現在500超の公園で防災器具庫が設置されている。

##### ○消防団詰所

公園の持つ多様な機能のうち、防災機能もその一つとして位置づけられているものの、設置できる防災関連施設は限定されており、消防団詰所（以下「詰所」という。）は長らく設置できない施設であった。しかし国土交通省からの通知「防災公園における消防部局所管施設の設置に係る調整について（平成20年1月15日付け事務連絡）」にて、公園施設の設置管理許可制度を活用し、防災関連施設を消防部局所管施設として設置・管理することによ

り、防災公園の防災機能を増進することも可能であるとして、公園管理者と消防部局の間で積極的な連携を図るよう推奨された。この防災関連施設に詰所が該当することを確認し、平成21年度、学区からの要望を受けて、初めて公園内への詰所の設置を認めた。その後、平成23年に東日本大震災が発生し、詰所をはじめ多くの消防団拠点施設が被災した。これを受け、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、各自治体へ消防団機能の強化を図ることが求められた。本市でも、従前は詰所の用地確保や整備にかかる費用負担は地域が行っていたが、市が積極的に行う方針へと移った。上記のような時流を受け、公園への新設・移設の要望は今なお多く、8公園に設置されている。



設置許可による消防団詰所(稲葉地公園)

#### ○保育所その他の社会福祉施設

平成29年度の法改正にて、都市公園の占用物件に社会福祉施設が追加された。許可対象となる施設は施行令によって種別ごとに定められている。グループホームや児童相談所等入所型は認められず、通所型の施設に限られるものの、従来の占用許可制度と比較して大幅な制限緩和となった。施設の設置により公園の利用が促進され、地域交流が生まれるなど公園の機能の増進が図られることが期待で

きるものを対象としている。本市においては学童保育所を4公園で、認可保育所を1公園で許可している。



本市初の公園占用による保育所(平和公園)

#### ○シェアサイクルポート

近年、本市におけるシェアサイクルポートの設置は急増した。公園内に設置したいという要望もあるが、安易に認めることでの野放図な増加も懸念される物件であり、限定した趣旨において占用及び設置許可を認めている。

占用許可においては、Park-PFIによって公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便増進となる場合、及び都市再生特別措置法に基づき本市が作成する都市再生整備計画において、都市の居住者や来訪者の利便の増進に寄与する場合に許可を可能としている。前者はHisaya-odori Park(久屋大通公園)における三井不動産株式会社、後者は白川公園及び裏門前公園における栄ミナミまちづくり株式会社により設置されている。

設置許可においては、国土交通省の通知「都市公園にシェアサイクルポートを設置する場合の取扱いについて(令和4年12月9日付け事務連絡)」で、施行令第5条第6項に規定する「自転車駐車場」にシェアサイクルポートが含まれることが明確に示されるとともに、公園利用者の利便の確保等に資するものであれ

ば、公園の効用を全うするとして、法上の便益施設に該当すると解してよいとされた。本市ではこれよりも前から、市内の重要な観光拠点となる公園において、来園者の駅から公園等の移動に資するものについては、公園自体への便益と捉えて許可を行ってきた。名城公園正門前においてはコミュニティサイクル導入のための公共ステーションの社会実験として、白鳥庭園、徳川園及び名城公園「tonarino」においては指定管理者等の提案事業としての許可を行っている。

### 有料公園施設の運用改善

本市では有料公園施設として、運動施設、観覧施設、分区園、駐車場、茶室等を設置しているが、ここでは主に運動施設について触れる。

運動施設には、テニスコート、野球場、陸上競技場、ゲートボール場等があり、スポーツ・レクリエーション情報システム(以下、「スポレクシステム」という。)を利用して、インターネットで予約できる仕組みが構築されており、スポーツ市民局と共同で運用している。

「スポレクシステム」の導入以前は、各土木事務所で毎月一度の抽選方式を採用していた。具体的には、抽選日当日に利用申込者が先着順に並び、予約順位を決める抽選を行った後、その順番で利用申込者の希望日を押さえていくというものだが、以下の問題点を抱えていた。

- ① 抽選申込にあたって、利用者は土木事務所に外向く必要がある。
- ② 抽選受付に2～4時間必要とし、多くの方がその時間、拘束される。
- ③ 抽選受付日は月1回の平日であり、不公平である。
- ④ 利用受付、抽選、施設の空き情報が所

管土木事務所に限られており、一度に複数区の施設を受付できない。

- ⑤ 抽選場所の土木事務所に早朝から数百名が並び、周辺道路の違法駐車等近隣住民に迷惑がかかる。

こうした問題を解消するため、平成元年度に施設の受付改善システムについて調査し、電算化開発委員会で「公園利用情報システム」の開発が認められた。

また、「公園利用情報システム」の開発にあわせて、公園案内センターを設置し、施設に関する各種情報の入力管理、使用許可事務の中枢を担わせることとした。センターの運営は公益財団法人みどりの協会が受託した(平成24年度まで非公募、令和4年度まで公募)。

平成4年1月から「公園利用情報システム」が稼動し、施設の予約情報が電話により得られるようになった。

また、教育委員会においても、「スポーツ・レクリエーション施設利用システム」が平成3年1月に稼動しており、施設の空き状況について相互に情報提供できるようになった。

しかし、予約以降の事務は、それぞれのシステムを使う必要があり、また、抽選事務は依然として手作業で行われていた。

こうした状況を改善するため、平成4年度に「スポレクシステム」の開発に向けた調査を行い、NAIS部会(名古屋市行政改善推進会議行政情報システム部会)で、その開発が承認され、平成6年11月から「スポレクシステム」が稼動している。

その後、様々な改修が行われており、平成22年4月にはインターネット利用者拡大の影響を受け、携帯電話でのスポレクシステムのサイト利用が可能となった。

また、個人情報保護の観点からパスワードロックを導入した。

平成28年1月にはスマートフォンの普及によるインターネット利用者の拡大、自動応答電話利用者の大幅な減少から自動応答電話サービスを廃止した。

令和4年1月には、大規模な改修を行い、携帯電話用サイトを廃止し、新たにスマートフォン用サイトを追加した。



スポーツ・レクリエーション情報システム画面

**行為許可の運用改善**

公園は、本来公共施設として市民が互いに譲り合いながら自由に利用する場所である。しかし、都市整備化が進み、空地が少なくなるにつれ、盆おどり、運動会等屋外での市民活動の場としても公園が使用されるようになってきた。

こうした事情の下で、業として撮影(写真・映画・テレビ等)を行う場合や、盆おどり、運動会、集会、映画会、防災訓練等の催しのために、公園の一部又は全部を独占的に使用する場合は、他の一般公園利用者との関係を調整するため、「行為許可」という方法でその使用を認めている。

行為許可については、昭和34年、名古屋市都市公園条例制定時に初めて規定された。これは、都市公園法に基づき、当時の建設省の雛形に準拠したものであったが、都市公園条例制定時の許可の対象となる行為は、「業として写真又は映画を撮影すること」、「興行を行うこと」、「都市公園の全部又は一部を独占して競技会、展示会、博覧会その他これに類する行事を行うこと」の3種類であり、建設省の雛形において行為許可の対象としていた「行商、募金その他これらに類する行為をすること」は、本市では禁止行為とされた。

行為許可を受けた場合は、一般に使用料の納付が必要となり、行為の種類により異なる。都市公園条例には、その使用料の額の範囲を定めており、物価や土地価格の上昇等を理由に値上げの改正がされてきたが、昭和59年の改正から令和4年までは改正されることがなかった。平成18年からは具体的な使用料の額を名古屋市都市公園条例施行細則に規定したが、こちらも令和4年まで据え置きだった。

なお、行事を行う場合の使用料は、「営利

を目的とする場合」と「その他の場合」の2種類に区分されていた。

**行為許可使用料の推移**

	業としての撮影			
	写真撮影		映画撮影	
	条例	規則	条例	規則
S34 }	200円以内 /人・日		3,000円以内 /件・日	
S43 }	400円以内 /人・日		6,000円以内 /件・日	
S50 }	800円以内 /人・日		12,000円以内 /件・日	
S55 }	1,000円以内 /人・日		15,000円以内 /件・日	
S59 }	1,300円以内 /人・日		19,500円以内 /件・日	
H18 R4		1,300円 /人・日		15,000円 /件・日

	興行	
	条例	規則
S34 }	5,000円以内/件・日	
S43 }	100,000円以内/件・日	
S50 }	200,000円以内/件・日	
S55 }	250,000円以内/件・日	
S59 }		
H18 R4	325,000円以内/件・日	325,000円/件・日

	都市公園の全部又は一部を独占して行う行事		
	条例	規則	
		営利目的	その他
S34 }	10円以内/m <sup>2</sup> ・日		
S43 }	20円以内/m <sup>2</sup> ・日		
S50 }	40円以内/m <sup>2</sup> ・日		
S55 }	50円以内/m <sup>2</sup> ・日		
S59 }			
H18 R4	65円以内/m <sup>2</sup> ・日	65円/m <sup>2</sup> ・日	8円/m <sup>2</sup> ・日 河川区域は 6円/m <sup>2</sup> ・日

一方、都市公園という公共の場において、専ら営利を目的とする催しは認めない運用を行ってきた。加えて、条例上、行商(物販)は禁止行為と位置づけられていたことから、単なる物販はもとより、マルシェ等の物販イベントや参加者から金銭を徴収する有料のイベントを行う場合は、主として無料で参加できるイベントがあり、それに付随する形での実施しか認めてこなかった。そのため、イベント全体として非営利と判断し、「営利を目的とする場合」の使用料単価が適用されることはほとんどなかった。

また、久屋大通公園においては、昭和45年の整備当初から、都心部で様々なイベントを通じて楽しんでいただけるよう、イベントを誘致する観点から行為許可使用料を徴収していなかった。その後、多くのイベント開催が定着したことから、平成26年度から「その他の場合」の使用料(経過措置のため平成26年度、平成27年度においては半額に減額)を徴収するようになった。

時代の流れとともに、公園は、更なるにぎわい創出の場としての役割を求められるようになった。平成24年に策定された名古屋市公園経営基本方針においても、「公園活性化のための催しの取り扱い基準の整理」を掲げ、地域のにぎわいや公園の魅力アップにつながり、都市公園事業に寄与するものと認められる催し等については、取り扱いの基準等の見直しを進めるとされた。

久屋大通公園北部においては、所管を住宅都市局に移し、Park-PFIにより再整備されるとともに、整備事業者が指定管理者となって管理することとなった。当該区域における行為許可使用料には利用料金制が導入され、再整備後の行為許可(令和3年3月から受付開始)は収益性のあるイベント等も積極的に

認めることとなり、「営利を目的とする場合」の利用料金の適用機会も増えていった。

一方、緑政土木局所管の都市公園では、依然として収益性のあるイベントや物販が主となるイベントには制限が多く、また、イベント全体として「その他の場合」の使用料単価を適用するため、使用料の額が安すぎるという声も上がるようになった。

さらに、令和4年2月に行った本市の公式LINEによるアンケートによると、公園でマルシェ等により買い物や飲食を楽しみたいという需要や、マルシェの出店への関心が高いことがわかった。

また、マルシェ等を開催してほしい公園については、都心部の公園ばかりでなく、名城公園や鶴舞公園等の広い公園や、地域に密着した地元の小さな公園等、様々な公園での需要があることがわかった。

こうした状況を踏まえ、令和4年度に都市公園条例を改正し、令和5年4月より物販を行為許可の対象とすることとした。この改正により、開催ニーズの高いマルシェ等の物販中心のイベントも、無料のイベントに付随する形でなくとも開催することが可能になるなど、公園内で開催できるイベントの幅も広がり、公園のにぎわいの創出や利用増進につながるものと考えられる。

また、それに伴い、必要な行為許可使用料の追加や、公平な負担のため他の行為許可使用料の一部改正もあわせて行い、「安すぎる」とされた使用料については、物販や参加料等金銭の徴収を伴う区域に対し相応の使用料を適用するなど、見直しを行った。

なお、物販や参加料等、金銭の徴収を伴う区域に適用する使用料は、都市公園条例施行細則に65円/m<sup>2</sup>・日と規定したが、アンケート結果より、都心部以外の公園でのマルシェ

等の開催を希望する回答も多く見られたことから、都心部以外の公園においては半額に減額した32円/㎡・日とし、利用促進を図ることとした。

#### 改正後の行為許可使用料

行為許可の対象	使用料
業としての撮影	写真：1,300円/人・日 動画：15,000円/件・日 独占する場合は8円/㎡・日(河川区域は6円/㎡・日)加算
独占して行う催し(興行含む)	金銭を徴収する場合：65円/㎡・日 その他の場合：8円/㎡・日 (河川区域は6円/㎡・日)
物販・募金	65円/㎡・日

行為許可は、同じ行為の内容であっても、公園の規模や利用状況等により、異なる判断が必要な場合がある。そのため、平成7年度からは、行為許可に関することは、それぞれ所管の土木事務所長(東山公園・平和公園は東山総合公園長)に委任されてきた。

平成18年度から、一部の公園施設に指定管理者制度が導入され、現地の管理を指定管理者が行うこととなった。指定管理者制度においては、行為許可の権限を指定管理者へ移譲することが可能であったが、平成15年の国からの通知により「行為の許可等の公権力の行使に係る事務を行わせることについては、国民の権利義務の制限になることにかんがみ、慎重に判断を行うこと」と示されていたこともあり、当初、行為許可の権限は本市に残し、許可申請の受付のみを指定管理者で行うこととした。

しかしこれにより、指定管理者が管理する施設は、他の公園と比べて、申請から許可証を交付するまでの期間が長くなってしまい、ほとんど審査を要しない業としての撮影の行為許可ですら、利用日の10日程度前に申請をしてもらわなければ許可が間に合わない点が

課題であった。

そこで、令和5年4月から、指定管理者が管理する施設における業としての撮影の行為許可の権限を指定管理者に移譲するため、都市公園条例の改正を行い、指定管理者が受付から許可まで行えるよう手続きの簡素化を図り、利用者がより迅速に手続きを行えるようにした。

あわせて、この撮影の許可使用料を利用料金とし、指定管理者自らの収入とすることで、撮影場所としての景観向上等、自主的な経営努力の促進を図るとともに、利用者の方の料金の納付や還付についても、現地でスムーズに行えるようにした。

なお、指定管理者が管理する施設である東山公園展望塔については、直営施設である東山動植物園と一体で利用する行為許可の申請も多数あったことから、行為許可の権限を移譲することにより利用者サービスの低下を招くおそれがあったため、権限移譲や利用料金制の導入は行わなかった。

#### 適正利用

バブル崩壊後の厳しい経済情勢の下、雇用情勢の悪化や失業の増加等により働く場所と住む家を失い、都市公園、河川、道路等を起居の場所とし日常生活を営むことを余儀なくされている人たち(ホームレス)が急増し、公園等の適正な利用が妨げられるなど深刻な問題となった。

本市は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年8月)が制定される1年前の平成13年8月に、関係部局による全市的な組織「名古屋市ホームレス援護施策推進本部」を設置した。職員体制も強化し、緑地管理課には、主幹(公園適正利用)1名と主査(公園適正利用)1名を配置した。

また、それに先立って、平成10年度にホームレスに対して公園内の物件(小屋・荷物等)の撤去指導等を行う公園利用相談員として、警察官OBを2名採用した。このようにスタートした公園適正利用の体制は年々拡充し、平成16年度には主幹2名、主査7名、公園利用相談員12名となった。その後、ホームレス数の減少に伴い体制は縮小され、令和4年度は、主幹1名、主査2名、公園利用相談員10名となっている。

公園の適正利用を図るための方策は、当初は行政代執行も辞さないものであった。平成9年度に若宮大通公園冒険広場において略式代執行による物件の撤去を、平成10年度に若宮大通公園花の広場・水の広場において行政代執行による物件の撤去を行った。

また、平成16年度には白川公園において行政代執行による物件の撤去を行っている。

これにより、多くの不法占拠状態が解消され、公園の適正利用を図る上で大きな成果を上げることができた。しかしながら、行き場のないホームレスが戻ってきたり、他の公園を起居の場所としたりするケースが発生するなど、根本的な解決に至らなかったことから、現在は、「名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」に基づき、関係部局と連携を図りながら、ホームレスの自立支援を一層重視した対話による指導を行っている。

自立支援施策の一つとして、平成14年10月、緊急一時宿泊施設(シェルター)を白川公園南側の若宮大通高架下に開設した。さらに、平成16年5月には名城公園内に2つ目のシェルターを開設した。公園適正利用に従事する職員は、白川公園、若宮大通公園、久屋大通公園や名城公園等に起居するホームレスに対してシェルターへ入所するように誘導し

ながら、公園内の物件を撤去し公園の適正利用の推進を図った。(白川シェルター；平成19年3月閉所、名城シェルター；平成26年3月閉所)



名城シェルター宿泊棟



名城シェルター部屋(単身用)

本市の公園内ホームレス数は、第1回全国調査が行われた平成15年1月には1,174人であったが、公園適正利用に従事する職員の地道な巡回指導や、様々な自立支援施策により年々減少し、令和5年1月調査時点で31人となっている。

しかしながら、依然として街頭には起居の場所が定まらないホームレスも相当数見られる。そのようなホームレスが公園内に定着することとなれば、不法占拠やごみの堆積・散乱等により状況が悪化してしまうため、公園管理者として、毎日各公園内をパトロール

し、新たなホームレスの定着化を未然に防いでいる。

また、既存のホームレスに対しても粘り強く指導を継続し、関係部局と緊密に連携して自立支援施策につなげていくことで、物件の撤去や公園からの退去を進め、公園の適正利用を推進している。

## ホームレス対応について

私は、平成29年3月に退職した高瀬と申します。昭和55年10月に採用され40年間を勤務しました。平成14年4月に西土木から中土木の緑地係長に異動となり、現場で啞然としたのは、誰もが自由に使えるはずの公園がホームレスの小屋掛けがいっぱいであったことでした。特に、白川公園、久屋大通公園、若宮大通公園に小屋掛けが多くあり、市民から多くの苦情が寄せられていました。私は公園管理者の立場で催事担当主査と二人で協力して対応していました。その時のホームレス対応は、新たに小屋掛けをさせないためのパトロール、住民や公園利用者に迷惑が掛からないようにするための巡回指導、ホームレスが出すごみの処理などが主な仕事でした。平成15年11月に緑地管理課に公園適正利用担当が拡充されることになり、私はそこへ異動となりました。この時の私の本音は、またホームレスと付き合うのか。仕事だからしょうがないと割り切りました。

公園管理者は、起居している小屋を無くすことが第一です。ホームレスは人です。福祉との連携が欠かせません。この組織には健康福祉局からの担当もいました。更に人との接し方が慣れている警察官OBの方々もいて、一致団結して対応すれば何とかやれるのかなと思った次第です。

この組織の目的は、ホームレスを自立させ公園から起居していた小屋を撤去し公園利用に適すこと、すなわち公園を取り戻すこと。言わば「陣取り合戦」です。警察OBの方々からホームレスの接し方①複数人で対応する②ホームレスにあまり近づかない③危険なものはないか注意を払うなどと教授していただき不測の事態にならないよう注意を払いました。

仕事は、現地に出向きホームレスと複数回面談し自立への道筋を見つけることです。面談する中で、顔見知りになると「小屋の中に入ったり」「飲み物を勧められたり」対応に困ることも多々ありました。ホームレス全員が話を理解してくれる訳でもなく、平成17年1月に白川公園の8物件を対象に「行政代執行」を実施することになりました。行政代執行は、事前の準備が大変でした。①都市公園法上どのように違法か②代執行のシミュレーションの作成③撤去した物件の扱いをどうするのか④当局の実施人員の確保⑤民間警備員の確保⑥委託業者の確保⑦機械設備や機材の確保⑧説明会の開催⑨起居しているホームレスの対応⑩国土交通省への事前説明⑪警察署への事前説明など何か月も準備に掛けました。当日の実施人員は、当局の職員、民間警備員、業者など総勢674人となりました。早朝、市役所に職員が出勤するところを支援団体に見られ行政代執行を実施することを察せられ白川公園にはホームレス以外に多くの支援者が集まっており物件の除去に手間取りました。

行政代執行が終わり、ホームレスや支援団体による市役所への抗議行動があり「市長

に合わせろ」と庁内へ侵入しようとする者たちが多数おり、それを当局の多くの職員で阻止しましたが、ケガを負った職員が出てしまった事が残念でたまりません。ホームレス対応に参集してくれた職員の皆さんには感謝の気持ちでいっぱいでした。

最後に、行政代執行後も他の公園には多くのホームレスが起居しており、土木事務所の方や適正指導担当による自立に向けた粘り強い説得を続け、公園の適正化に務められた努力に敬意を払いたいです。

高瀬 浩吉(元昭和土木事務所長)

<平成15～16年度 緑地管理課主査(公園適正利用)>

## 2 維持管理

公園の維持管理は、公園施設の機能維持及び増進を行うことであり、その基本理念は、公園において安全、清潔、快適の状態を確保することにある。

施設の維持管理には面的管理、工作物管理、植物管理等がある。工作物は年月とともに機能低下するが、植物は次第に成長し、より大きな機能を発揮できるようになる。植物が良好に機能を発揮できる維持管理を求められるところが公園の維持管理の特徴である。

### ストックの拡大と維持管理費の推移

昭和40年には292haであった公園面積は昭和60年には2.5倍の725haに、令和4年には4.5倍の1,312haとなり、公園の管理量は目覚ましく増加している。

また、公園施設も遊戯施設、園路広場の管理に加え、野球場等のスポーツ施設や噴水、夜間照明施設等多種多様な施設のメンテナンスを余儀なくされている。

維持管理費は、バブル経済を経て、平成9年度にピークに達したが、その後、景気低迷・税収減少等の影響で右肩下がりに転じ、令和4年度はピークの平成9年度比で76%程度になった。

なお、市営公園数は、令和4年度は平成9年度より256箇所、199ha増加しており、管理量が增大する一方、維持管理予算は非常に厳しい状況が続いている。そのため、現在は、規模や立地条件、利用状況等を勘案し、多様化・高度化するニーズにも対応しながら、より効果的・効率的な維持管理を実施していくことが求められている。

また、平成18年度から一部の公園において指定管理者制度を導入し、民間事業者の創意工夫による維持管理費の低減を図っている。

## 管理水準

公園の維持管理水準についての詳細データは不足しているが、少なくとも昭和40年代に入るまでは大半が直営作業により行われてきた。しかし、昭和40年代から50年代にかけて、公園の整備により管理量が急増する一方、体制や予算が十分に確保されないままの状態が続き、維持管理水準がダウンしかねない状況となっていた。

そこで、昭和50年代になって、維持管理水準を明確にし、水準についての当面の目標を設定し、現状とこのギャップを埋めるための計画的な水準向上施策を展開した。それにより、昭和50年代末の維持管理予算は、昭和50年代当初と比較して著しく増加している。

現在は、維持管理予算は非常に厳しい状況となっているが、除草清掃をはじめとする維持管理業務について、より効果的・効率的な方法を検討しながら、標準的な維持管理水準の確保に努めている。

### 標準的な維持管理水準

項目	頻度
除草	1～3回/年
公園清掃	1～4回/月
便所清掃	1回/2日

### 緑のリサイクル

剪定枝については、平成10年度まで、受託者による確認処分により焼却工場に搬入していた。しかし、ダイオキシン対策による鳴海工場の能力低下及び旧南陽工場の閉鎖によって可燃ごみの全量焼却が不可能と想定されたことにより、平成11年2月に「ごみ非常事態宣言」が発出され、公園においても剪定枝等、可燃ごみの焼却工場への持込が制限された。そのため、剪定枝の再資源化とくずかごの撤

去等を進め、公園から発生するごみの減量に取り組んだ。

剪定枝の再資源化については、平成11年度から緑のリサイクル事業として剪定枝のチップ化に取り組んだ。生成されたチップは公園植栽帯への敷き均しとして利用したほか、堆肥化して植栽工事に利用した。平成18年度には剪定枝から生成されたチップを建設廃材のチップと混合することでボイラー燃料として活用できるようになり、製紙工場等への搬出が開始された。現在では、剪定枝はすべてボイラー燃料として利用されている（令和4年度における剪定枝処理量は約2,559t）。

また、くずかごについては、平成12年3月より、街区公園のくずかごの撤去及び近隣公園以上の公園への分別くずかごの設置を行った。くずかご撤去後、公園にごみを捨てられることを防止するため、ごみの持ち帰りを促す看板の設置や、目立つごみ拾いを業務委託で対応した。現在、くずかごが設置されているのは、東山動植物園と久屋大通公園のみである。

#### 公園施設の巡視・点検の取り組み

公園施設の巡視・点検の取り組みについては、昭和49年7月に公園巡視員制度が導入された。その後、昭和61年4月には「公園巡視員点検の手引（農政緑地局・土木局）」策定され、公園施設の点検基準が定められた。

また、公園巡視員が実施する日常点検だけでなく、職員が実施する定期点検の方法や頻度についても定めた「公園緑地等点検の手引（緑政土木局）」が平成15年3月に策定され、現在では行政職員による年2回の定期点検のほか、点検において高度な知識や技能を必要とする「特定遊具」については専門技術者による点検も行っている。



公園巡視員研修

#### アセットマネジメントの推進

本市では高度成長期を中心に整備されてきた多くの都市公園において、施設の老朽化が進み、更新・再整備時期を迎えていることから、従来どおりの維持管理の手法では、一時期に大きな財政負担が生じることが見込まれている。

そのため、平成18年度から公園施設の台帳整備を進め、平成24年3月には国土交通省「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」を基に、公園施設の「名古屋市公園施設長寿命化計画」を策定した。その後、公園・施設を追加し、「一般施設（遊具、公園灯等）」「特殊施設（公園橋、庭球場等）」「個別計画（再整備を行う公園）」に分けて変更計画を作成している。

また、公園施設の老朽化について、公園施設の安全性や機能の確保を目的に「名古屋市公園施設維持管理計画」（令和2年2月）を策定し、この計画の中に「名古屋市公園施設長寿命化計画」を改めて位置づけた。

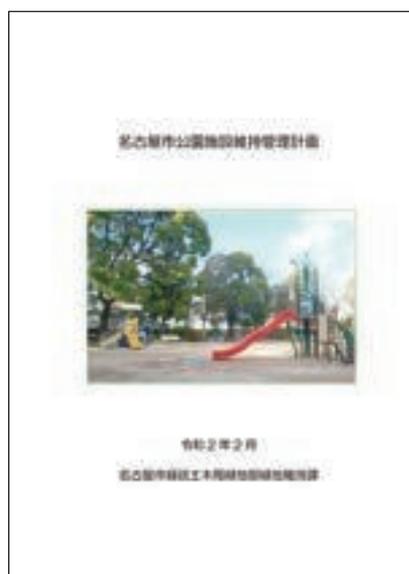
これらの計画を更新しながら、計画的な老朽化対策に取り組んでいる。

なお、「名古屋市公園施設維持管理計画」は、「名古屋市公共施設等総合管理計画」（令和4年5月財政局策定）の個別施設計画に位置づけられている。

### 名古屋市公園施設長寿命化計画

施設種別	当初策定年度
一般施設(遊具・公園灯等)	平成24年3月
公園橋	平成27年12月
庭球場	平成28年11月
高圧受変電設備	平成29年3月
建築物	令和3年2月

※個別公園は除く



名古屋市公園施設維持管理計画

## 第4節 緑化の推進

### 1 緑の創出

都市部においては、緑の確保が都市環境の向上、防災機能の強化等に対して大変有効であるが、本市では土地区画整理事業等による都市開発が進み、緑が減少している状況にある。このため、市民・事業者とともに緑の創出及び保全に取り組んでいる。

#### 緑地協定

昭和40年代以降の都市開発による緑の減少を背景に、都市緑地保全法(昭和48年)に基づき「緑化協定」が創設された。平成7年度には、緑を増やすだけでなく緑を残すことへの関心が高まり「緑地協定」に改称された。この制度は、相当規模の一団の土地所有者等が、その区域内の良好な環境を確保するため、全員の合意により、市長の認可を得て当該土地の区域における緑地の保全や緑化に関する協定を締結することができるものである。

また、相当規模の一団の土地に、開発事業者等、一の所有者以外に土地所有者等が存在しないものの所有者が緑地協定を定める方法もあり、この場合、土地所有者等が二以上になったときから効力が生ずる。

本市では、令和4年度末現在2地区で締結されている。

#### 緑と花の協定

緑化の推進を図り、市街地の良好な環境を確保するため、樹木、草花等の植栽又は維持保全に関し、土地所有者等が相互に協定を締結するものである。名古屋市緑化推進条例(昭和53年)に定められ、同条例の廃止後は、緑のまちづくり条例(平成17年)に定められている。

緑地協定を補完する制度であるが、緑地協定が区域内全員の合意を要することに対し、緑と花の協定は一定区域内における土地所有者等の7割以上の合意により締結でき、協定の有効期間が3年以上から設定できること(緑地協定は5年以上30年未満)、違反した場合の措置等の項目が任意であることなど、より柔軟な運用が可能である。

令和4年度末現在13地区で協定が締結されており、本市の支援として花苗の供与等を行っている。

#### 生垣等工事資金助成制度

住宅のブロック塀等を取り壊して生垣等を設ける工事に助成金を交付するもので、昭和54年度から実施していた。昭和61年度から名古屋緑化基金による事業として財団法人名古屋市公園緑地協会(現公益財団法人名古屋市みどりの協会)に引継がれ、平成26年度に、同基金による建築物等の緑化助成に統合された。

#### 緑化地域制度

都市開発等に伴い、市域の約6割を占める民有地における緑被地の減少が顕著である中、平成17年度に緑のまちづくり条例が施行された。本条例では、「市民等との協働」「緑の保全」「緑の創出」を3つの柱とし、さらに緑の保全と創出を市・市民・事業者の責務としている。

これを踏まえ、市・市民・事業者の全てが協働して緑を創出する重要な施策として、平成20年10月31日に「緑化地域制度」を全国に先駆けて施行した。同制度は一定規模以上の敷地を有する建築物の新築又は増築を行う場合に、都市計画に定められた割合以上の緑化を義務づけるものである。

都市緑地法に基づき緑化地域とすることができる区域(市街化区域)をすべて緑化地域するとともに、そこから外れる区域(市街化調整区域)についても緑のまちづくり条例で緑化の義務を付して市域全域を緑化規制の対象としている。緑化率の最低限度については、敷地の建ぺい率の最高限度に応じて規定している。

また、本市の公共建築物については、都市緑地法及び緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度に5%を上乗せして、一層の緑化に取り組むことを定めている。

令和4年度末現在、累計18,589件の申請があり、644haの緑地が確保されている。

### 民有地緑化の促進

前述の緑化地域制度は緑化率による「緑の量」のみの規定であることから、「質の高い緑」へ誘導する取り組みを行っている。

#### ○緑化施設評価認定制度「NICE GREENなごや」

緑化地域制度施行に先立ち、平成20年7月1日から運用を開始した。市民、事業者からの申請に基づき、緑の量・質等の緑化の内容を点数化してランクづけし、認定ランクに応じて認定証や認定ラベルを発行するものである。評価の合計点が80点以上で「☆☆☆(優秀な緑化)」、50点以上80点未満は「☆☆(良好な緑化)」、30点以上50点未満は「☆」と評価している。



緑化の評価ランクに応じた認定ラベル

#### ○民有地緑化助成事業「みどりの補助金」

愛知県が平成21年4月から導入したあいち森と緑づくり税を財源とした緑の街並み推進事業を活用して、平成21年7月1日創設、運用を開始した。規模、質とも優良な緑化に対して、工事費の一部(2分の1以内で500万円を上限)を助成している。

#### ○民有地緑化コンクール「なごやグッドグリーン賞」

民有地の優良な緑化事例を顕彰しPRすることにより、民有地緑化の普及促進や質の向上を図ることを目的として実施している。平成27年度に全国都市緑化あいちフェアに合わせて設立し、その後は3年に1回の開催として、令和3年度に第3回を実施した。



第3回なごやグッドグリーン賞作品集

## 2 緑の保全

### 特別緑地保全地区(緑地保全地区)

特別緑地保全地区は、自然環境の優れている樹林地や草地・水辺地等を都市計画で定めて現状凍結的に緑地の保全を図ろうとする制度であり、都市緑地法に規定されている。本

市では昭和55年に第1次として25か所、約103.2haを指定した。その後、順次指定を行い、令和4年度末現在、73か所、約204.0haを指定している。

また、神社仏閣の社寺林を中心に指定を行っているのが特徴で、全体の8割を占めている。

なお、平成16年の法改正により、「緑地保全地区」から「特別緑地保全地区」に名称が変更されている。

特別緑地保全地区では、樹林地保全のため、建築物の建築、土地の造成、木竹の伐採等の行為が基本的に禁止されており、その行為を実施する場合は、事前に市長の許可を受ける必要がある。

一方で、土地所有者へは固定資産税・都市計画税の評価減及び減免、相続税の8割評価減等の優遇措置があるほか、0.1ha以上の土地の所有者には、報償金（24,000円/年）が支払われる。

また、神社仏閣の社寺林を中心に指定されている本市の特徴を踏まえ、特別緑地保全地区の指定等の事務を所管する住宅都市局と行為許可の事務を所管する緑政土木局とでそのあり方を検討し、令和2年度から樹林地維持管理助成制度を施行している。同制度では、民有の特別緑地保全地区60地区90haを対象に、枯死木等の危険樹木や隣地に越境している障害樹木の剪定にかかる費用の一部を助成する。

### 市民緑地制度

市民緑地(市民緑地契約制度)は、平成7年の都市緑地保全法(現都市緑地法)の改正により創設された制度で、土地所有者との使用貸借契約(5年、300㎡以上)によって本市が設置・管理するものであり、多額の事業費を必

要とする公園整備だけによらず、緑の創出と保全を推進することを目的としている。

一方で、本市では類似制度として、昭和54年から土地所有者との使用貸借契約により設置している緑化木公園があったため、緑化木公園を市民緑地に移行することを進めるとともに、平成17年には要綱を定め、「土地等の面積が、原則として1,000㎡以上であること。ただし、街区公園適正配置促進事業の重点促進学区及び促進学区においては300㎡以上とする。」として、市民緑地の対象を明確化した。

こうした使用貸借契約に基づく市民緑地は令和4年度末現在、10箇所、44,677㎡となり、うち、緑化木公園からの移行は5箇所、5,638㎡、樹林地を中心とした保全型の市民緑地は5箇所、39,039㎡となる。

また、平成29年には、都市緑地法の改正により、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を支援・促進する市民緑地認定制度が創設され、本市ではノリタケの森が認定を受けている。



熱田神宮特別緑地保全地区

### 保存樹等

都市の健全な環境の維持、向上を図るため、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、市内に残された名木、古木、樹林のうち、保存すべき樹木・

樹林を指定している。これらを「保存樹」「保存樹林」と呼び、昭和48年度から実施している。

また、昭和53年度からは名古屋市緑化推進条例、平成17年度からは緑のまちづくり条例に基づき、法による指定に準ずるものを「保存樹木」「保存樹林」として指定している。これら保存樹等の指定基準は、「1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること」等、法施行令又は条例施行細則に定める要件に該当し、健全で、かつ樹容が美観上特にすぐれていること、とされている。保存樹等の指定にあたっては所有者の同意を得ており、樹種、指定番号等を表示した標柱を設置して明示している。

また、保存樹等の枯損の防止その他その保存に関して必要な助言及び指導を行うとともに、所有者に対して、保存樹及び保存樹木は1本当たり年額3,000円、保存樹林は面積に応じ年額10,000円～20,000円の助成金を交付している。

令和4年度末現在の指定状況は、保存樹750本、保存樹木76本、保存樹林1.3haとなっており、保存樹・保存樹木の樹種としては、クスノキが最も多く353本、次いでムクノキ102本、イチョウ100本等となっている。

## 風致地区

風致地区は、建築物の建築や土地の造成、木竹の伐採等の行為に対して一定の制限をかけることにより、良好な自然的環境の保全と回復を図り、緑豊かな都市環境を形成しようとするものである。

名古屋市の風致地区は、当初、昭和14年に指定され、旧都市計画法のもと、愛知県の風致地区取締規則によって地区内の建築物の建築等が規制されてきた。昭和43年の都市計画

法の改正により、従来の指定を再検討し、自然の風致に富んだ区域を重点的に指定することとし、名古屋市風致地区内建築等規制条例により規制を行うこととなった。許可基準では新たに建築物に建ぺい率、壁面後退、高さ等の形態規制が導入された。昭和53年12月、風致地区内の建築規制に段階規制の考え方を導入し、建ぺい率及び壁面後退の程度に応じて第一種風致地区と第二種風致地区を設定し、地区指定も改め、地区の拡大を行った。昭和61年4月には、名古屋大学の東側や金城学院大学等を区域に追加した。平成5年3月には、風致地区内における土地区画整理事業との整合を図るため、種別の変更と幹線道路沿いの区域削除を行い、以後、土地区画整理事業の進捗に合わせて区域の変更をしている。

また、平成13年に風致地区における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の改正に伴った色彩の変更に関する規制、樹木の保全・植栽の基準の明確化等に伴う規制項目を追加した後、平成16年5月に同条例の大幅な変更を行った。

平成20年10月の緑化地域制度の施行等民有地緑化の重要性が高まり、平成21年4月、風致地区の指定等の事務を所管する住宅都市局から同地区内での行為許可の事務が移管され、緑化指導の重点化を図っている。

## グリーンバンク事業

やむを得ない事情により不要となって除去される市内に生育する樹木（私人の所有するものに限る）のうち、緑化に適する樹木について所有者から無償提供を受け、公園緑化に再活用するものである。昭和51年度から実施しており、原則として当該樹木の生育する区の区域内の公園に移植している。

### 3 名古屋緑化基金

昭和57年10月、市内の都市緑化を進めるため、国が呼び掛けていた都市緑化基金の運営団体として活動できる全市的な公園協会として、愛知県知事の許可を得て財団法人名古屋市公園緑地協会が設立された。本市では市民の森づくりや民有地の緑化を進めるため、市の補助金と市民や事業者等からの寄附金を原資とする基金を設けた。その運用益については、市民や企業等の民間緑化事業に充てるため、昭和58年4月1日に名古屋緑化基金の設置及び管理に関する規程が制定され、同日、「名古屋緑化基金」が同協会に設立された。同協会は、平成12年に財団法人名古屋市都市農業振興協会と統合し、財団法人名古屋市みどりの協会へ名称変更し、平成24年4月1日、公益財団法人名古屋市みどりの協会に移行した。

基金設置当初、昭和63年度までの6年間で3億円を造成し、その運用益で緑化を推進していくものとし、昭和60年4月5日に戸笠公園で“市民の森づくり”を行ったのが運用の第1号である。令和4年度末の基金積立額の状況は、約9億3千万円であり、その運用益を利用し、民有地の緑化事業の助成、緑化普及啓発に役立てている。

近年においても緑化基金事業により、前述のみどりの補助金（1緑の創出 民有地緑化の促進 参照）の対象とならない小規模な建築物緑化等に対しての助成や樹木医による樹勢診断及びこれに基づく外科的施術、隣地への越境枝の剪定といった保護工事への助成を行っている。

## 第5節 街路樹の整備と維持管理

### 1 街路樹の整備

#### 街路樹・街園の整備

本市の街路樹は、明治20年に当時の笹島街道(現在の広小路通)が開設された際に、シダレヤナギを植栽したのが始まりとされている。大正時代に入って道路拡張や舗装工事が行われると、街路樹もプラタナス、イチヨウ、シダレヤナギ等が植えられるようになった。

大正10年には中区武平町の「日清戦役第一軍戦死者記念碑」跡地において、本市初の街園が整備された。それ以降も道路の整備に合わせて街園の整備が進み、昭和11年までに鶴舞公園前街園等の8か所、同12年には名古屋駅前街園を含む3か所が整備されることになる。

街路樹の植樹は順調に進み昭和19年には23,871本まで増えたが、戦災による焼失や燃料や用材等への活用のための伐採により、同22年には10,871本と半分以下に減少してしまった。

昭和24年頃からはシンジュ、ケヤキ、ナンキンハゼ等の新しい樹種も積極的に植えられるようになり、昭和32年には中央分離帯に初めて低木が植栽されるなど、道路の緑も増えていった。

昭和50年代に入ると街路樹(高木の並木)の整備はようやくピークを超えるきざしが現われた。中央分離帯の緑化は50年代の初めまではまだ伸び盛りであったが、その半ばではピークを過ぎることになる。これらに対して昭和46年に始まった歩道の連続植栽の整備は50年代に入って本格化した。そして、この事業は道路の修景、環境改善の切り札として道路緑化の中心的事業となっていった。市民から、ゆとりと潤いのある美しく清潔な人間

味あふれたまちづくりを求められるようになり、道路の緑化についてもこれまで以上に質の高い整備と良好な維持管理が必要になってきた。こうした状況に対応し、道路緑化を計画的、総合的かつより積極的に推進するため、昭和56年4月にはそれまでの「歩道緑化要綱」を廃止し、新たに「道路緑化基準」を制定した。

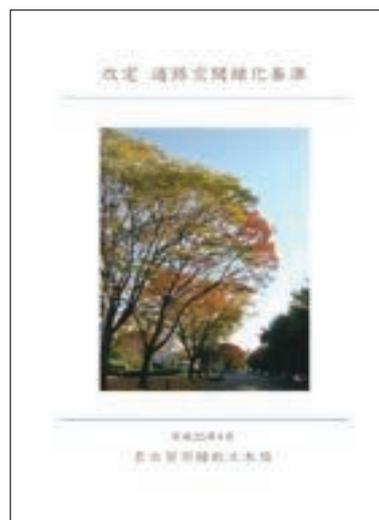


広小路通プラタナス(大正時代)

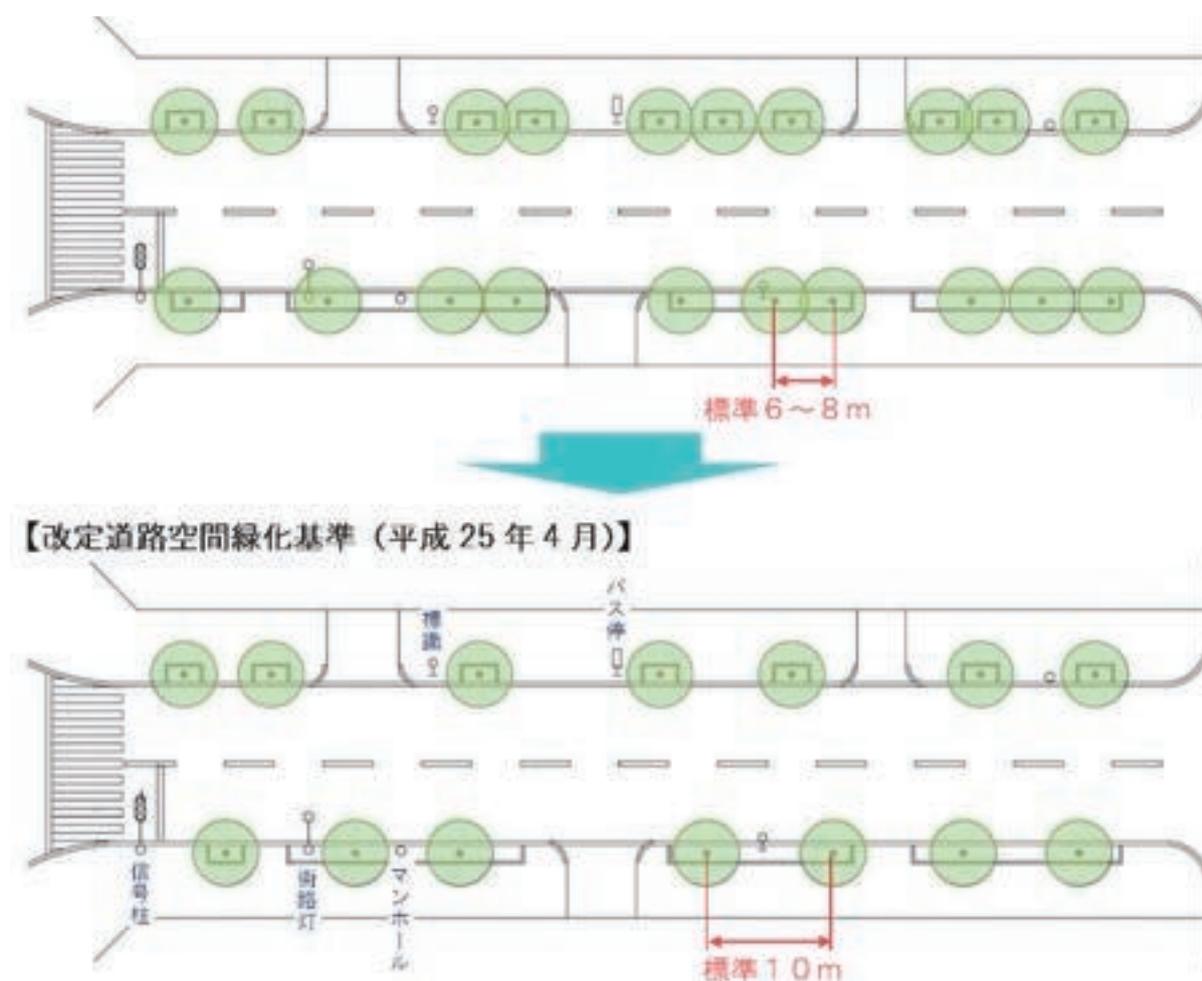
#### 道路空間緑化基準

「道路緑化基準」では、幅員が3メートル以上ある歩道について植ます形式で街路樹を植栽できるようになった。これに基づき街路樹の本数が増加していくこととなるが、平成に入り新たな社会課題としてヒートアイランド現象の緩和や生物の生育環境の確保等の環境面での対応を街路樹にも求められるようになった。一方で、道路構造令や福祉都市整備指針の改正により、歩行者が安全に通行できるような歩道の幅員を確保することなども重要な課題となってくる。これらとの整合性を図りつつ、道路の空間的な広がりを有効に活用した緑化を推進して緑豊かな環境都市を目指すため、平成15年4月に「道路空間緑化基準」が制定された。これにより、従来までの平面的な緑化から、垂直緑化、高架下の緑化等、空間全体を有効に活用した新たな緑化手法も整備されることとなる。

その後、地域主権一括法の定めにより平成24年4月に施行された道路法の改正を受け、本市では道路構造令を参酌すべき基準として「道路構造の技術的基準を定める条例」が制定された。これを受け、平成25年4月には「改定道路空間緑化基準」を新たに制定した。この頃には、街路樹の本数が10万本を超えたこともあり、街路樹の質を高め、健全に育成することを旨とし、街路樹の広い生育空間を確保した上で、歩行者の通行の安全が確保されるよう歩道の幅員規定を見直した。具体的には、連続植栽帯の設置を歩道幅員3.5m以上から4.5m以上に、植ますの設置を歩道幅員3m以上から4m以上とした。



改定道路空間緑化基準



道路空間への街路樹の適正配置

### 緑道整備基本計画

昭和48年～49年のオイルショック以降、都市にゆとりと潤いを求める声が次第に高まり、まちづくりにおいてもハードなまちづくりからソフトなまちづくりへの要請が強くなってきた。

昭和55年5月に策定した「名古屋市緑の総合計画」の中で、「今後、市街地の整備にあたっては、緑道を積極的に取り入れ、人間本位の交通体系の確立に努める」と定め、緑道の整備に対する姿勢を明らかにした。

さらに、同年策定された名古屋市基本計画でも、緑道の整備を今後のまちづくりの施策の一つとして位置づけている。その整備については、「緑のネットワークの形成をめざし、河川・水路敷・広幅員道路等を利用し、地域の状況を勘案した路線ごとの整備計画を策定し、沿道の住民の参加を得つつ、緑道の整備を進める。緑等の整備路線、延べ140km。」と述べ、整備検討路線及び実現の方策の骨子を明らかにした。決定された整備検討路線は、地域のゆとりと潤いのある街づくりの核として、また、コミュニティ計画のシンボルとなるよう1区2ルートを目標としており、全市的な視野の中から概念的なネットワークの形成を主眼としたものであった。昭和55年7月には、関係局の担当者からなる緑道整備基本計画策定研究会を発足させ、詳細な協議、検討を加えた。この結果、昭和56年9月、整備検討路線の部分的修正と新たな2路線の追加を行い、昭和56年10月13日、36路線169kmに及び「名古屋市緑道整備基本計画」を策定し公表した。

昭和57年からは計画に基づいて緑道の整備が行われ、平成3年には計画延長に対する整備済延長が50%を超えることになる。計画に指定された36路線のうち35路線で事業着手が

されており、指定されていない路線においても整備が行われた。



山崎川緑道

### 魅力ある道路景観づくり

名古屋のまちの特徴の1つに道路空間が整然として広いことがあげられる。100m道路をはじめ30m以上の幅員の道路が都心部を中心に縦横に整備されている。この広い道路を利用して、昭和30年代から40年代にかけて、街路樹の緑の量の増加に努めてきた。そして、昭和50年代後半から60年代は、緑の量を増やししながら、さらにグレードの高い緑の質的向上をめざしてきた。

平成に入り、「住みたくなるまち名古屋」の実現の一環である「道のみどり」について、従来からのフラワーロード、フラワーコーナー、フラワーブリッジ等を統合するとともに新たな手法を取り入れ、「魅力ある道路景観づくり」として道路緑化の推進を図ってきた。

この「魅力ある道路景観づくり」は「並木・街かどの演出」「花のある道づくり」「うるおいのある道づくり」の方法により、様々な形態の道づくりが行われ、これまでにないユニークで新しい道路緑化を導入しているが、近年は財政的な事情や安全上の課題等により、積極的な事業展開は行っていない。

#### [並木・街かどの演出]

##### ○並木の夜景演出

夜間に人通りの多い街路樹や街園の大木等に電飾やライトアップを行って夜景を飾り、夜の道の魅力や景観の向上を図ったものである。

##### ○特色ある街路樹

珍しい樹種や形状の樹木を植えて、地域や道路景観に特色を持たせたものである。

##### ○のびのび街路樹

街路樹を自然形仕立にし、緑のトンネル化等を行ったものである。

##### ○シンボルツリーのある街かど

昭和61年度より、主要な交差点や本市の特徴を表す地点の歩道部にシンボリックな大木、美しい花の木、樹形の美しい木等を植えて魅力ある街かどづくりを進めたものである。

##### ○街園の添景施設

昭和55年度より、街かどの街園に噴水や壁線等の水景施設を設置して、緑と水の潤いのある空間の整備を図ったものである。

##### ○シンボル並木

令和元年度より、名古屋を代表する路線である広小路通、大津通、久屋大通、桜通、錦通、若宮大通において、シンボルとなる並木を形成するため将来樹形を見越した剪定を毎年きめ細かに行うな

ど、美しい並木づくりを目指した剪定を試行的に行っているものである。美しい道路景観の創出について一定の良好な効果が得られている。

#### [花のある道づくり]

##### ○フラワーコーナー

本市で開催された全日本花いっぱい大会に合わせて、昭和45年度から、交差点の角に設置されたものである。

##### ○フラワーロード・フラワーブリッジ

フラワーロードは、道路の植栽を花で彩るもので、昭和57年度から事業着手されたものである。中央分離帯や歩道にシンボルとなる花を植え、花壇、プランター、花のトレリスを使い道路景観の向上を目指したものである。また、昭和58年度からは橋のたもとや歩道部分にプランターを設置するフラワーブリッジ事業も開始された。

##### ○ふれあい“ます”花壇

本市が街路樹の植ますを利用して花壇を整備し、市民が花の植え付けや水やり等の世話をすることで、人のふれあいの中から四季折々の花を咲かせ、道路景観の向上と市民参加による花壇づくりの推進を図ったものである。

##### ○花の並木道

花の美しい高木を街路樹として植栽するもので、道路景観の向上を図りながら楽しく歩ける道の演出を図ったものである。

#### [うるおいのある道づくり]

##### ○コミュニティ道路

車道をジグザグ化して車の通行や速度の抑制を図って歩行者の安全性を高め、併せてカラー舗装や植栽等を施した快適な道である。

## ○花と緑の散歩道

昭和61年から設置されたもので、日常生活の身近な場所で、公園や水辺等の周辺を中心に、四季折々に楽しめる花や緑を植えるほか、カラー舗装等によって安全・快適に散歩やジョギングが楽しめる散歩道である。

## ○緑道

昭和56年9月に策定された「名古屋市緑道整備基本計画」で市内36路線169kmの緑道整備路線が指定されている。緑道は花と緑に包まれた安全で快適な歩行者・自転車のための道で、散歩、サイクリング等のレクリエーションに利用でき、街の景観を高めるほか災害時には避難路として役立つものである。



シンボル並木(桜通)

## 東山グリーンウェイ

東山グリーンウェイ事業は、日本国際博覧会(愛・地球博)が平成17年に開催されるのを契機に、会場と都心をつなぐ広小路線の東山公園から東名名古屋インターまでの間において、「歩道空間の緑化」「沿道の緑化」「道路空間の緑化」の3つを柱にして、市民、企業、行政と関係機関によるパートナーシップによって、緑あふれる快適な空間づくりを進めたものである。平成14年度から事業を開始

し、花植え、水やり、清掃等の維持管理だけでなく、ワークショップや花と緑について学ぶ講座を開くなど様々な活動が行われてきた。現在でも、地域住民の協力による愛護会活動が実施されている。



花植え活動の様子

## 2 街路樹の維持管理

## 街路樹の維持管理

本市における街路樹の植栽は、高度経済成長期の昭和40年代以降、都市の基盤整備とともに本格的に進められ、平成26年4月には約10万4千本にまで増加した。昭和40年代及び50年代にはアオギリやナンキンハゼ等、都市の厳しい環境に耐性があり、成長の早い緑化樹が幹線道路を中心に多く植栽され、その後、昭和60年代以降は生活道路を中心にハナミズキやサルスベリ等、小型の花木が好まれるようになった。

しかし、平成20年代には植栽後40年を経過する街路樹が増えて、その一部は大木化や老朽化、生育環境の悪化により、倒木や落枝等の事故が発生し始めた。

## 点検の手引きの策定・改訂

街路樹の点検における基準は、昭和61年4月に策定された「公園巡視員点検の手引(農政

緑地局・土木局)において定められたのが始まりである。主に公園施設の点検基準について定めた手引ではあるが、枯死木や枯れ枝の有無等、街路樹の点検基準についても定められていた。その後、公園巡視員が実施する点検だけではなく、職員が実施する定期点検の方法や頻度についても定めた「公園緑地等点検の手引(緑政土木局)」が平成15年3月に策定された。その後、平成26年4月に「公園緑地等日常点検の手引」を策定し、街路樹の巡視、点検を実施してきた。しかし、令和4年に都心部において大規模な倒木事故が発生したことを契機として、令和5年4月に「街路樹点検の手引(試行)」の策定を見据え、街路樹の巡視、点検及び診断の方法について、安全性の確保を重点にしながらも、より効率的な実施内容とするべく、手引の内容検証を進めている。

#### 樹木診断業務の開始(H14～)

平成12年度緑政土木局内委員で構成した「街路樹樹種変更検討委員会」により「街路樹更新の指針」を作成した。平成13年度からこの指針に基づいて街路樹の更新を進めることとなった。街路樹更新において問題となる最も重要なことは、既存木をどう取り扱うか(移植・撤去等)であり、取り扱いを決定する上で、街路樹診断が樹木の健全度の判定のため不可欠となる。精密な樹木調査・分析・判定・処置を必要とする診断(名木・貴重木の詳細な健全度診断)は専門家である樹木医等が行い、既存木の移植・撤去(街路樹更新)時の、各土木事務所での判定を実施するために、簡易診断の方法の整備と、研修が行われることになった。

しかし、平成14年にプラタナスの倒木事故が北区と中川区で相次いで発生した。事故

後、職員による緊急点検、その後、樹木医による緊急点検を実施、平成15年に東京都の先進事例等を調査、平成16年に再度樹木医による緊急診断を実施した。この事故を経て、街路樹診断の見直しを行い、愛知県樹木医会の協力の元、樹木医の診断を取り入れた街路樹診断を行うため、平成17年10月に、「街路樹診断マニュアル」を策定した。日常的な維持管理の中で異常が発見された樹木について、マニュアルに基づき、巡視員・補修班による簡易診断、行政職員による簡易診断、樹木医による詳細診断の3つの診断を軸に、街路樹診断を行うこととなった。

#### 街路樹維持管理台帳システムの開発

本市においては平成15年4月に「道路空間緑化基準」を定め、これまでの平面的な緑化に対し、道路の空間的広がりをも有効に活用した立体的な緑化の推進を図ってきた。

平成15年当時、街路樹の高木本数は約10万本となり、数量・緑量共に豊かな並木が形成されている一方、大径木化した樹木による様々な課題も存在した。

「生き物」である故に、成長により剪定が必要となったり、肥大し植樹帯内に収まらずに根囲を破損したりと、年々維持管理に係る必要予算額が増加していた。

街路樹の現状把握、必要予算額の算定、データ補正・設計積算の省力化を図り、適切な維持管理を行うために平成19年に街路樹維持管理台帳システムを開発することとなった。

街路樹維持管理台帳システム(以下「台帳システム」という。)とは、街路樹の樹種、寸法、植栽位置等の諸元データを街路樹維持管理業務等に使用するためにデータベース化したシステムであり、防根シート施工台帳や、寄付台帳といった関係台帳を併せ持つシステムで

ある。

また、台帳システムに付随する街路樹維持管理台帳入力システム（以下「入力システム」という。）と、カルテ作成システム（以下、「カルテシステム」という。）を用いることで、台帳へのデータ入力・データ補正が容易にできる仕組みも持っている。

台帳システムは、緑政土木局維持管理支援システム（以下「局支援システム」という。）に組み込まれたWebサーバ・クライアントシステムで、各職員の使用する端末で検索・閲覧・編集ができるほか、局支援システムのWeb-GISを利用するための機能や、街路樹診断カルテ検索システムも併用して、街路樹に関する各台帳やシステムの統合、運用の効率化を目指して運用している。

データの取り扱いやすさや、将来、他のシステムとの連携や関係者の情報の共通化を意識して、植栽されている道路の「認定路線番号」をキーに、当該路線を主要交差点等で区切った「路線ブロック」単位でグループ化し、さらに「歩道」「歩道(内側)」「中央分離帯」等の植ます位置毎に区分して樹木番号を付して、個々の樹木の情報を管理している。

個々の樹木情報には、樹種・幹周り・樹高・植ます形状・植栽年月等の諸原データが含まれている。これらのデータから路線・幹周り毎の集計表を作成し、剪定委託業務等の業務集計表の基礎データとしたり、そのデータを入力システムデータとして出力集計したりすることで、剪定出来高集計表作成や台帳システム補正データとしたりする。入力システム、台帳システムいずれのシステムも、段階的に撤去・追加・修正データの確認を行うことで、数値の誤入力等を防ぐ仕組みを持っている。

新規植栽工事や根囲修繕工事にも入力シス

テムデータとして業者等に提供することで、電子納品、台帳システムデータ入力を容易に行うことができる。

また、承認工事等に対し、対象樹木に工事内容等を登録することで、台帳補正の機会を設け、リアルタイムに台帳データ補正を行うこともできる。



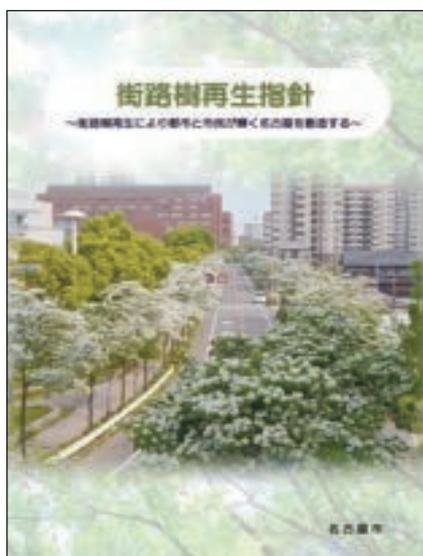
街路樹維持管理台帳システム

### 街路樹再生指針

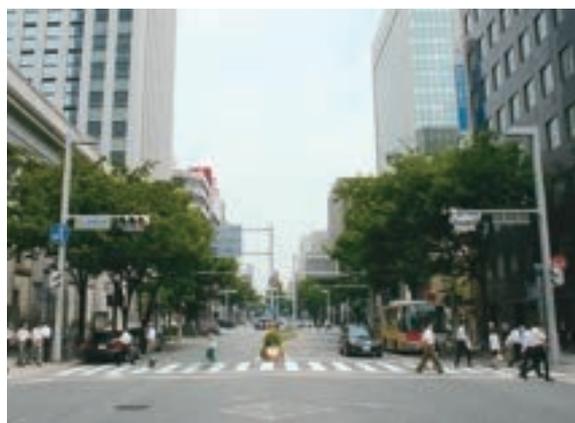
街路樹の大木化や老朽化、生育環境の悪化による事故が増えてきたことから、新たに求められる街路樹の機能と役割を明らかにし、街路樹の今後のあり方を示すため、平成25年3月に名古屋市緑の審議会に「都市空間における街路樹のあり方について」諮問をし、平成26年7月に答申を得た。答申には、これから本市が目指すべき街路樹像として「街路樹再生により都市と市民が輝く名古屋を創造する」を掲げ、「基本方針1 健全な街路樹を目指す」、「基本方針2 街路樹を市民・事業者等と共に育てる」、「基本方針3 街路樹で都市空間をブランディングする」といった3つの方針が示された。この3つの基本方針に基づき、街路樹による事故を未然に防止し、果たすべき機能や役割が発揮できる健全な街路樹として再生を図ることを目的として「街路樹再生指針」が平成27年8月に策定された。

「街路樹再生指針」では、「再生方針1 計画的な更新・撤去による街路樹再生」、「再生

方針2「樹高抑制・間伐と剪定管理による樹形再生」、再生方針3「名古屋の顔となるシンボル並木の形成」という3つの再生方針を示した。計画的な街路樹の再生を推進するため、対象とする路線を選定し優先順位を定めた「街路樹再生プログラム(案)」を策定して、平成28年から令和2年までの間、試行的に街路樹の再生の取組を行った。



街路樹再生指針



広小路通のケヤキ



大津通のケヤキ



久屋大通のケヤキ(左)・クスノキ(右)



桜通のイチョウ

#### 街路樹再生なごやプラン

「街路樹再生プログラム(案)」による5年間の試行結果を受け、災害への備え等、昨今の社会情勢の変化や市民ニーズへの対応を図るため、次世代へつなぐ持続可能な街路樹づくりを目指し新たな5年間の実行計画として令

和3年に「街路樹再生なごやプラン」を策定した。

「街路樹再生なごやプラン」では、「道路空間と調和した街路樹づくり」と「地域に愛される街路樹づくり」の二つの実行方針を基に、更新・撤去・剪定の取組を進めている。



名古屋市街路樹再生なごやプラン



街路樹更新前後のイメージ  
(上：アオギリ、下：ハナミズキ)

## 第6節 公園経営の推進

### 1 公園経営基本方針

#### 指定管理者制度の導入

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法改正により創設された。地方自治法改正以前の公の施設の管理・運営(管理委託制度)は、地方自治体や政令で定める地方自治体の出資法人等に限定して管理委託をしていたが、指定管理者制度は、株式会社・財団法人・NPO法人等の民間事業者や団体等に包括的に管理・運営の代行を指定し、公の施設の管理権限を指定を受けたものに委任する制度である。本市の公園緑地等については、平成18年度から指定管理者制度導入を開始し、令和4年度末現在、14施設(緑政土木局所管分)において導入されている。

指定管理者制度の導入の目的は、多様化する市民ニーズに、より効率的・効果的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ることにあり、指定管理者制度の導入により、指定管理者に施設の使用許可を含めた包括的な管理運営を任せられるようになった。

#### 名古屋市公園経営基本方針

平成22年9月、名古屋市緑の審議会に「公園経営について」を諮問するなど、今後の名古屋の公園のあり方、管理運営のあり方を検討し、平成24年6月に「名古屋市公園経営基本方針」を策定した。

本方針では、公園経営を、「利用者志向、規制緩和等による市民・事業者の参画の拡大、多様な資金調達とサービスへの還元、経営改善手法の導入等、公園の利活用重視の発想により公園の経営資源を最大限に活用して

いく新たな管理運営の考え方」と定義し、市民・事業者・行政のパートナーシップという原動力を生かして公園経営を具体的に進めるため、公園経営のあり方の基本的な方向性を示した。



公園経営基本方針

#### 名古屋市公園経営事業展開プラン

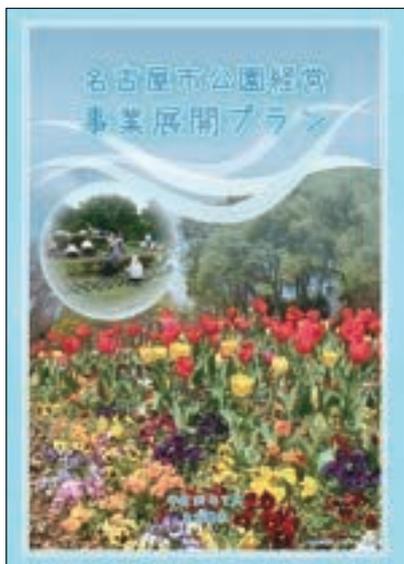
「名古屋市公園経営基本方針」に基づく具体的な取り組みを効果的に推進するため、10年間の実行計画として、平成25年7月に「名古屋市公園経営事業展開プラン」を策定した。

本プランでは、優先的に取り組むべき課題と、課題を解決するための戦略的展開を4つの戦略としてまとめ、基本方針に基づく主な取り組み内容と事業スケジュールを示した。

「名古屋市公園経営基本方針」及び本プランに基づき具体的な取り組みを実行してきた結果、公園カルテやパークマネジメントプランの策定、市民との協働拡大、民間事業者による収益施設の整備運営等、様々な成果が生まれるとともに、策定当時は新しい考え方であった「公園経営」が公園に関わる市民・行政・事業者の間に広まった。

計画期間の終了後は「名古屋市総合計画」

「名古屋市みどりの基本計画」等上位計画の中で、公園経営に係る具体的な事業を掲載することとなった。



公園経営事業展開プラン

## 2 公民連携の推進

### 設置管理許可制度

平成16年の都市公園法改正において、「公園の機能の増進に資するもの」が許可の要件に追加され、公園管理者以外の者が都市公園で売店やレストラン等の設置管理することを積極的に認めることができるようになった。これを契機に本市でも公募を実施していくこととなり、自動販売機やtonarino等で本制度が活用されている。

自動販売機は、都市公園条例で規定する使用料が相当安価に設定されていたため、競争性の導入が検討され、平成22年度の社会実験を経て、公募入札による設置が平成23年から導入された。

令和4年度末時点で公園内に147台設置されている。

また、名城公園では、平成23年度に公園分所が北土木事務所に統合されたことで跡地利

用の検討が始まり、市民ニーズ調査や事業性調査を経て平成27年度にプロポーザルによる事業者公募を行った。レストランやスポーツショップ、サイクルステーション等の提案があった事業者が選定され、平成29年度に「tonarino」として開業し、新たなにぎわいの場として親しまれている。



tonarino

### Park-PFI

Park-PFIとは、平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上につながる公募対象公園施設の設置と、その収益を活用して施設周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のことである。

本市において初めてPark-PFIを活用した事例は、住宅都市局に所管換えした久屋大通公園の北・テレビ塔エリアであり、老朽化やバリアフリーの不備、憩いやにぎわいの不足等の課題を抱えており、栄地区活性化の起爆剤として、平成29年度より再生事業に着手し、令和2年度にHisaya-odori Parkとして開業した。

その後、令和2年度には緑政土木局の所管する徳川園においても、施設の老朽化や園内

の指定管理者と収益施設の運営事業者が異なることで一体的な運営に取り組みにくいといった課題を抱えていたことから、本制度を活用することとなった。管理運営を一体的に行う事業者の公募と民間投資による公園施設の整備・改修を行い、令和4年度にリニューアルオープンした。

令和3年度には鶴舞公園においてもPark-PFIを活用して事業者を公募し、公民連携の推進を図っている。

### 3 市民協働の推進

#### 愛護会制度

公園や街路樹のように、身近に市民が利用でき、あるいは親しめる施設については、地域住民の協力のもとで維持管理していくことが公共施設愛護精神の高揚という点からも望ましい。昭和45年3月2日に、まず公園愛護会制度がスタートした。「公園がいつもきれいで、児童が安全で楽しく利用できるように、市と公園周辺の地域住民とが協力して公園管理の適正を期し、あわせて公共施設愛護精神の高揚を図ること」を目的としている。管理量が増え続ける中で除草・清掃を中心として、特に維持管理面で大きな力となっている。

昭和55年8月1日から街路樹愛護会制度も発足した。「市と地域住民が協力して街路樹等の愛護活動を行うことにより、都市の美化、公共施設愛護精神の高揚を図ること」を目的とし、街路樹周辺の清掃、除草、水やり等を中心に活動している。

愛護会相互の情報交換等を意図して、昭和59年からは区ごとに順次代表者による懇談会が開催されるようになり、さらに昭和60年10月には「愛護会だより」が創刊され、愛護会の

活動紹介等コミュニケーションの一助となる情報提供を行ってきた。

また、従来の愛護会の活動を更に進め、きめ細かく幅広い愛護会活動を通して緑のまちづくりに積極的に参加していただくことを目的として、平成9年度から「公園特定愛護会制度」及び「街路樹特定愛護会制度」が始まった。

特定愛護会は、愛護会として一定期間以上継続した活動の実績があり、月2回以上の清掃活動と年2回以上の除草活動を行うことが条件となっている。

令和4年度末時点の団体数

公園愛護会	1,148団体
(うち公園特定愛護会	221)
街路樹愛護会	390団体
(うち街路樹特定愛護会	38)



公園愛護会

#### 活動承認団体・緑のパートナー

平成17年に制定された緑のまちづくり条例においては、緑のまちづくり活動団体として、愛護会、活動承認団体、緑のパートナー

の3種類が位置づけられている。条例制定以前から、緑のまちづくり活動団体としては公園愛護会、街路樹愛護会による活動が行われていたが、平成10年代からは、愛護会活動の範囲が森づくり活動等、従来の愛護会の活動を越えたものも見られるようになってきていた。本市との連携及び協働がより必要とされるようになってきたことなどから、緑のまちづくり条例において、新たに制度として位置づけられた。

活動承認団体は愛護会と異なり、公園、街路樹に加え、市民緑地において、幅広く市民や事業者が参加し、自主的な企画立案による緑地保全、緑化活動を行っている。

緑のパートナーは愛護会、活動承認団体と大きく異なり、緑のまちづくり活動に関する協定を本市と締結している。

協定を締結する意義としては、管理者の管理運営行為の部分的な代行としてお互いに活動内容を合意すること、団体ごとの活動内容や管理運営のあり方を反映できること、活動内容を明確に位置づけることができること、団体の成長に応じて活動内容を毎年確認できることなどがあげられる。

令和4年度末現在、活動承認団体は33団体、緑のパートナーは19団体が認定を受けている。



活動承認団体

### なごやの森づくりパートナーシップ連絡会

平成15年3月、市内の公園・緑地において自然環境の保全や再生に取り組んでいる市民活動団体と本市が協力して「なごやの森づくりパートナーシップ連絡会」が設立された。この会は、それぞれの市民活動団体の自主性と行政の公益性を互いに尊重しながら「身近な自然を守り育てる」という共通の認識に立って、協働でなごやの森づくり活動を進めていくものであり、令和4年度末現在28団体が参加している。

活動の内容は、

- ・森づくりに関する方針、ルールづくり
- ・情報収集・情報交換・情報発信
- ・活動団体・関係行政機関相互の交流・意見交換
- ・活動に関する諸問題の共有と解決のための協働

としており、会の構成メンバーには関係行政機関も加わっている。

連絡会の活動としては、会員全体が参加する総会、定例会と幹事による幹事会に分けられている。

- ・幹事会 奇数月の第2金曜日に開催
- ・定例会 偶数月の第2金曜日に開催
- ・総会 4月の定例会時にあわせて開催

定例会では各団体が抱える課題の共有化と解決のための話し合いを行い、各団体相互の情報交流とともに連絡会の運営に関する事がらを協議している。

また、各団体の活動日に訪問し、研修会を兼ねた協働作業を通して、課題の共有化を図る「フィールド訪問」や各活動団体と関係行政機関の連携・協働による「森づくりパートナーシップ事業」を進めている。



森づくりパートナーシップ事業

#### 4 寄附制度の活用

##### 寄附制度の拡充

公園等の魅力向上の取り組みの一つとして、企業や個人の方から寄附を募ることは、寄附者にとってさらに愛着を感じる場所となるだけでなく、公園利用者へのサービス向上につながることを期待される。

平成24年6月に策定された「名古屋市公園経営基本方針」の検討経過の中で、それまでの寄附の形であった植樹や施設の物納に加え、市民・事業者の幅広い参画を促す取り組みを拡充することとなり、緑に関する寄附メニューの充実を図った。

##### 寄附金制度

公園経営基本方針の公表に先駆けて、平成24年4月1日から、ふるさと寄附金制度を活用して、遊具の充実等による公園の魅力アップを目的とした「名古屋の公園事業寄附金」が設けられ、平成29年度からは「公園事業寄附金」に名称が変更されている。

平成26年4月1日からは、街路樹の健全化を目的とした「街路樹保全事業寄附金」が加えられ、街路樹の診断や治療、植替え等に活用されている。

さらに、平成29年4月1日からは、市内に現存する樹林地等貴重な緑を保全するため、「里山保全寄附金」が加えられ、市内のオアシスの森や市民緑地において枯れ木の撤去や間伐等樹林地の維持・保全に活用されている。

また、「街路樹保全事業寄附金」では、具体的な用途を示して寄附を募るプロジェクトも実施されており、令和2年度の「笠寺一里塚エノキ保全プロジェクト」、令和3年度の「山崎川のサクラ保全プロジェクト」、令和4年度の「さくらの名所応援募金」(藤が丘のさくら並木、汐路桜ロードの植替えと植栽環境改善に活用)で多くの寄附を得て保全事業を実施した。

H24	名古屋の公園事業寄附金	—	—
H25			
H26			
H27			
H28	公園事業寄附金	街路樹保全事業寄附金	里山保全寄附金
H29			
H30			
R 1			
R 2			
R 3			
R 4			

##### スポンサー花壇

スポンサー花壇事業は、本市が管理する公園花壇、街路花壇の管理に要する費用等のスポンサーとなる市民・事業者を募集するもので、現地花壇にスポンサー名と協賛の旨を記したサインを設置することができる。協賛金を花苗代や花壇の維持管理費に充て、花の植付けや手入れに活躍しているボランティア活動の促進を図り、花の潤いと人々の優しさがつながるまちづくりを展開する。



スポンサー花壇(六反公園)

本事業は平成24年度に3公園8か所の花壇で募集を開始し、平成26年度以降は市内全公園を対象に随時受け付けている。令和4年度は19か所4,418千円分の協賛（物納及び活動団体への直接協賛を含む。）があった。

#### なごやかベンチ・まごころ遊具

なごやかベンチ事業は、市民や事業者の方からの寄附によって都市公園にベンチを設置するもので、ベンチに、寄附者の公園等に対する想いを込めたメッセージを記したプレートをつける事業である。本事業は、より多くの方の想いが寄せられると見込まれた鶴舞公園において平成24年度から募集を開始した。その後、平成25年度から中村公園、平成26年度から名城公園といった、名古屋を代表する公園を対象に加え、平成28年度には千種公園、平成29年度には全区公園を対象に拡大した。さらに地域防災意識の高まりや幅広い寄附のニーズに対応できるようにするため、防災用かまどベンチを寄附メニューに加えた。

令和4年度末現在、24公園311基設置されている。



なごやかベンチ(荒子川公園)

まごころ遊具は、市民や事業者の方からの寄附によって都市公園に遊具を設置するもので、なごやかベンチ事業同様、遊具に、寄附者の公園等に対する想いを込めたメッセージを記したプレートをつける事業である。

まごころのこもった寄附により、遊具を設置し、愛着ある公園づくりを目指すという趣旨のもと、平成26年度から、中村区と名東区でスプリング遊具の募集を試行的に開始した。その後、平成27年度からは、募集対象公園を16区へ拡大、平成29年度からは、ロッキング遊具に変更するとともに、健康遊具（健康器具系施設）を導入することで、幅広い世代のニーズに対応できるよう努めてきた。

令和4年度末現在、13公園18基設置されている。



まごころ遊具(塩池公園)

